

光市・大和町 新市建設計画

平成 1 6 年 4 月

(平成26年10月 変更)

光市・大和町合併協議会

目 次

第1章 序論	1
1. 合併の必要性と効果	1
(1) 時代の潮流	1
(2) 光・大和地域の現状と課題	2
(3) 光・大和地域における合併の必要性	3
(4) 合併の効果	4
2. 新市建設計画の策定方針	6
(1) 新市建設計画の趣旨	6
(2) 新市建設計画の構成	6
(3) 新市建設計画の期間	6
第2章 新市の概況	8
1. 位置と地勢	8
2. まちの沿革	9
3. 人口・世帯数	10
4. 産業	11
5. 生活圏（通勤・通学）	12
第3章 住民意向 ～「住民アンケート調査」結果より～	13
1. 日常生活の行動範囲	13
2. まちの現状についての満足度	14
3. 新しいまちのイメージと重点的に進めるべき施策	16
第4章 新しいまちの特性とまちづくりの課題	18
1. 新しいまちの特性	18
2. 新しいまちづくりの課題	21
第5章 主要指標	24
1. 人口	24

第6章 新しいまちづくりの基本方針	25
1. 新市の基本理念	25
2. 新市の将来像	26
3. 新しいまちづくりの方向性	28
(1) 新しいまちづくりの方向性	28
(2) 新しいまちづくりを進めるために	30
4. 将来都市構造	31
第7章 新しいまちの施策	35
1. 自然と歴史的資源を活用した潤いのまちづくり	35
2. 笑顔があふれる健康と福祉のまちづくり	37
3. 若者が集い活気に満ちたにぎわいのまちづくり	41
4. 豊かな人間を育てる教育と文化のまちづくり	45
5. 都市基盤の整った安全で快適なまちづくり	48
第8章 新しいまちづくりを進めるために	51
1. 行財政改革の推進	51
2. 市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり	53
施策の体系	55
第9章 地域別整備方針	56
1. 東部地域 (岩田・三輪・塩田・東荷・岩田立野地区)	57
2. 西部地域 (浅江・島田地区)	60
3. 南部地域 (室積・光井地区)	62
4. 北部地域 (三井・周防・上島田地区)	64
第10章 公共的施設の適正配置と整備	66
第11章 財政計画	67

第1章 序論

1 合併の必要性和効果

(1) 時代の潮流

① 地方分権の進展

平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、市町村への権限委譲が進むなど、21世紀は市町村中心の地方行政が運営され、市町村の自主自立の精神がますます必要とされていくものと考えられます。

② 少子高齢化の進行

我が国の少子高齢化は、世界の先進国と比較してもすさまじいスピードで進行しており、これらに対応した社会基盤の整備が必要とされています。

③ ライフスタイルの多様化

「物」から「質」への転換など、住民の価値観やライフスタイルは多様化しており、これに伴って住民の行政ニーズが高度化、複雑化しています。

④ 日常生活圏の広域化

モータリゼーションの進行や空路・海路の発達、情報通信網の発達などにより、市民の日常生活における行動範囲は、市町村の行政区域を超えて拡大しています。

⑤ 地球環境問題への対応

大量生産・大量消費・大量廃棄という経済システムの結果として、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題が深刻化し、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の確立が求められています。

⑥ 高度情報化社会の進展

情報通信技術の進展により、幅広い情報の入手や在宅勤務等が可能になり、生活空間としての場所の選択性が広がり、人々の暮らしに大きな変革をもたらしています。

また、行政内部の事務処理の効率化にとどまらず、電子自治体の構築など行政と市民の関わりを大きく変えようとしています。

⑦ 国及び地方の財政状況の悪化

長引く景気の低迷により、地方自治体の自主財源となる地方税収入は減少傾向にあり、また、国の構造改革による地方交付税や補助金の削減は避けられない状況となっています。

(2) 光・大和地域の現状と課題

① 人口動向

両市町とも年少人口比率は低下し、平成 32 年には、3 人に 1 人が 65 歳以上になると見込まれるなど、高齢化率が急速に上昇することが予測されています。

こうした高齢化の進行により、税収の減少が予測される一方、介護・医療費などの歳出の増加は免れない状況にあります。

② 産業動向

長引く不況や後継者不足などにより、基幹産業の農業や工業が低迷し、観光客も減少傾向が続いています。

こうした産業の低迷により、若者を中心とした雇用の場が減少しており、生産年齢人口である若年層の流出が続いています。

③ 都市機能

地域内には、まちの形成過程や地形条件等から中心市街地が形成されておらず、このことがまちの発展を妨げています。

また、主な公共交通機関は J R 山陽本線と数少ないバス路線であり、高齢者や障害者などの交通弱者対策が急務となっています。

④ 行政体制

両市町の行政組織は小さく、地方分権の進展や住民の行政ニーズの高度化・多様化に対応できる行政組織体制の確立が求められています。

⑤ 財政状況

景気低迷の影響により、両市町の財政状況は大変厳しい状況となっています。

今後、大幅な税収の伸びが期待できない今日、徹底した行政改革の実現が強く求められています。

(3) 光・大和地域における合併の必要性

① 地方分権の進展という視点

両市町はともに小規模な自治体であり、地方分権の進展に伴う地域間競争に打ち勝つためには、合併により行政体制や財政基盤を充実・強化し、自治能力の向上を図る必要があります。

② 少子高齢化の進行という視点

高齢化の進行に伴う医療・福祉などの社会保障経費の増大に対応するためには、合併により、両市町が有する医療・福祉施設の有効活用を図るとともに、多様化する行政ニーズへの対応や行財政基盤の強化を図る必要があります。

③ 人口流出という視点

若年層の人口流出による地域活力の低下に対して、合併により両市町の地域産業を活かした新規産業の創出等による産業の振興を図り、安定した雇用の確保や地域活力の向上を図る必要があります。

④ 日常生活圏という視点

両市町の日常生活圏は一体化しており、より一層の住民サービスの向上を図るためには、合併により日常生活圏とあった行政体制を確立する必要があります。

⑤ 都市基盤整備という視点

両市町では、都市基盤が未整備な地域が残っており、合併に伴った財政支援の活用等により、都市基盤の未整備地域の解消を図るとともに、円滑な都市活動や快適な生活環境を支える都市基盤の整備・拡充を図る必要があります。

⑥ 広域的な行政課題という視点

両市町では、ごみ処理や消防・救急業務などの事務を共同で処理していますが、こうした今後の重要課題に対応するためには、合併により、より効果的な施策の展開を図る必要があります。

⑦ 行政改革という視点

両市町の厳しい財政状況を乗り切るためには、市長・町長をはじめとする特別職の削減や管理部門の統廃合などによる人件費の削減、あるいは公共施設の統廃合など合併しなければできない行政改革の実現に努める必要があります。

(4) 合併の効果

① 新たなまちづくりの展開

- まちづくりを広域的な視点から計画できるため、道路などの基盤整備や総合的な土地利用など効果的なまちづくりを進めることができます。
- 環境問題や水資源問題、観光振興など広域的な調整、取り組みを必要とする施策が有効に展開できます。
- 人やモノ、情報等の多様な交流や住民の活動範囲が広がり、地域の活性化が期待できます。
- 合併に伴う国・県の財政支援制度の活用により、大規模なプロジェクトやこれまで整備が遅れていた地域における各種の基盤整備等が可能になります。

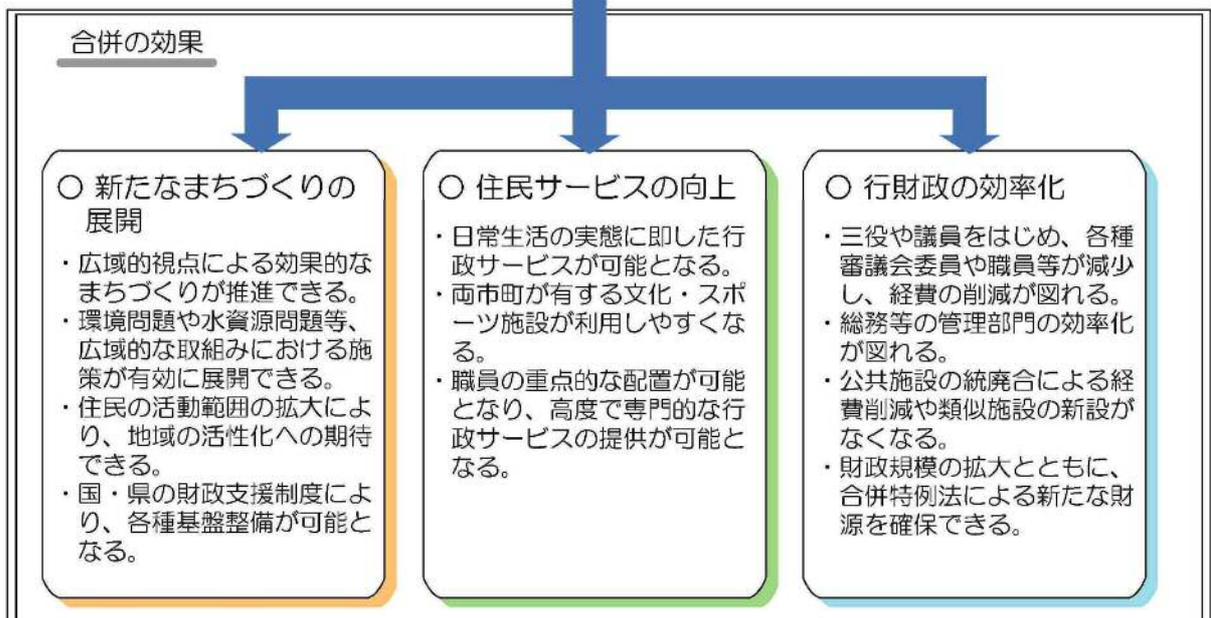
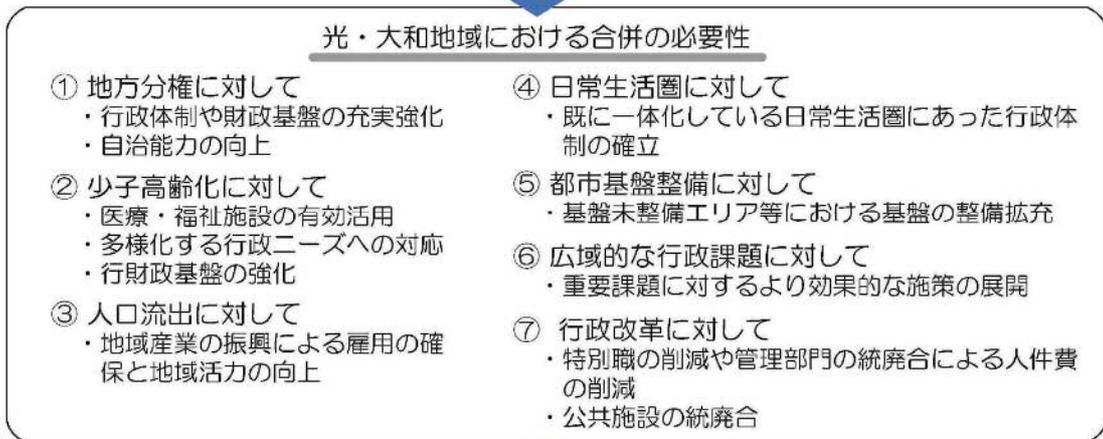
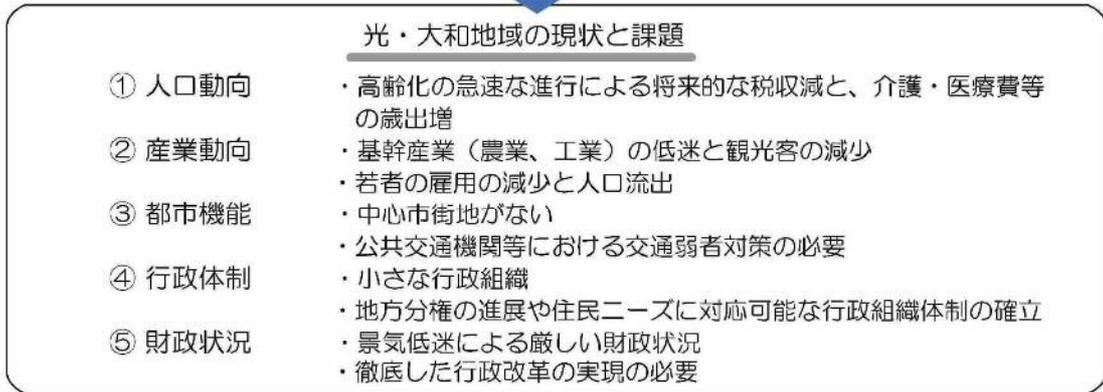
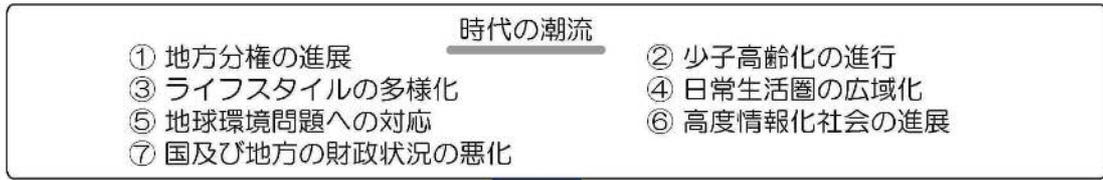
② 住民サービスの向上

- 日常生活圏と行政区画が一致することにより、生活の実態に即した窓口サービスや保育所等の行政サービスの利用が可能になります。
- 両市町が有する文化・スポーツ施設がそれぞれ利用しやすくなります。
- 職員を新たな分野や強化すべき分野に重点的に配置することができ、これまで取り組めなかった高度で専門的な行政サービスの提供が可能になります。

③ 行財政の効率化

- 三役や議員をはじめ各市町におくこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少し、経費の節減が図られます。
- 総務、企画などの管理部門の効率化を図ることにより、職員数を減少することができます。
- 公共施設の統廃合による経費節減が図られるとともに、今後、新設される類似施設の重複がなくなります。
- 財政規模が拡大するとともに、合併特例法による地方交付税の特例措置により、新たな財源を確保することができます。

【合併の必要性と効果】



2. 新市建設計画の策定方針

(1) 新市建設計画の趣旨

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として合併協議会が作成するもので、合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定めるとともに、この方針に基づいた具体的な施策の推進により、1市1町の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

なお、新市建設計画は、新市で実施すべき多くの事務事業がある中で、特に合併時点に想定する主要な方針等を掲げたものであり、建設計画での基本方針及びその他の詳細かつ具体的な内容等については、新市で策定する新市総合計画の基本構想や基本計画に継承するものです。

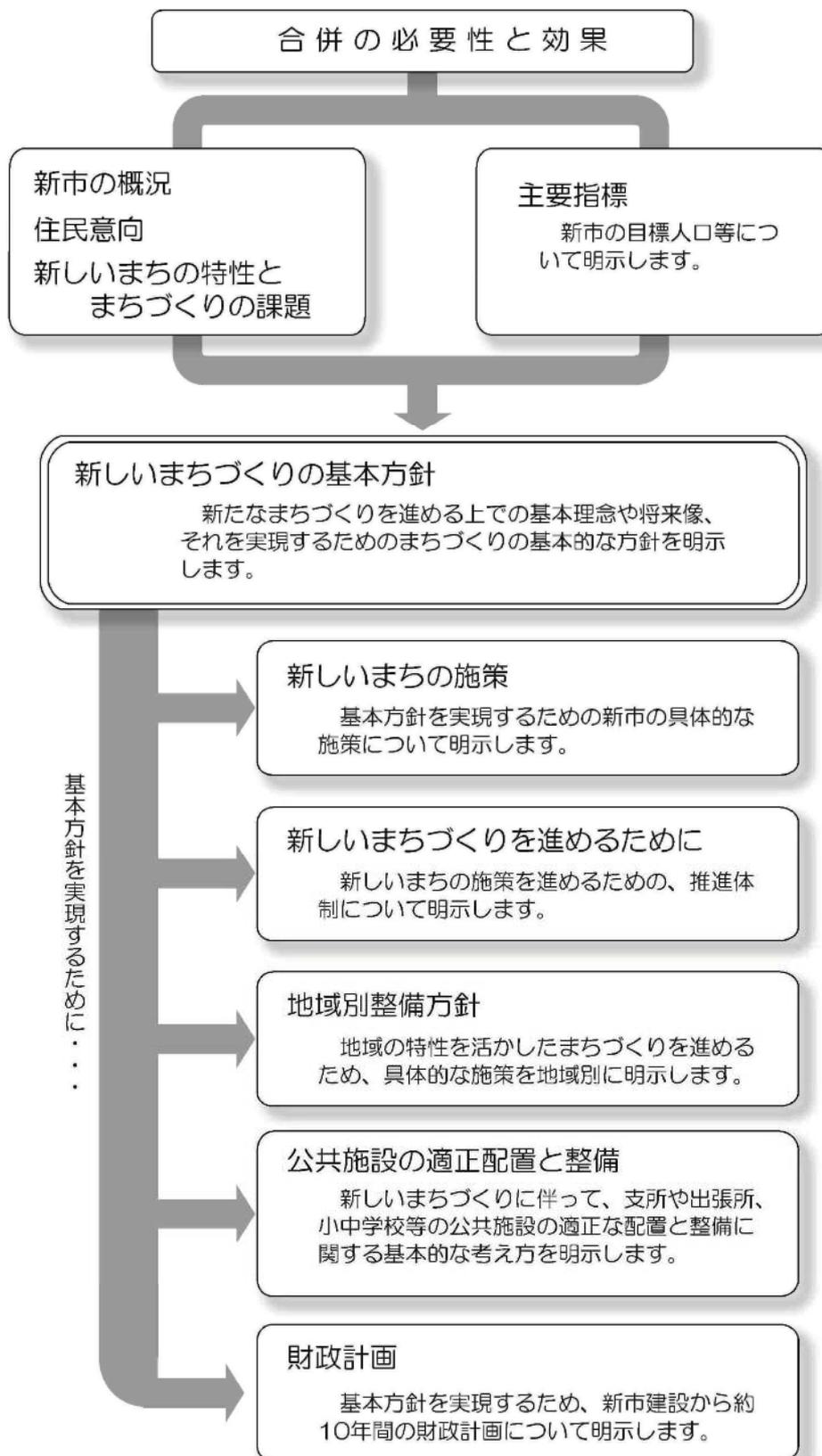
(2) 新市建設計画の構成

新市建設計画とは、「新しいまちづくりの基本方針」を中心に、その基本方針を実現するための「新しいまちの施策」、「新しいまちづくりを進めるために」、「地域別整備方針」、「公共施設の適正配置と整備」及び「財政計画」から構成します。

(3) 新市建設計画の期間

新市建設計画の計画期間は、新市の将来方向を展望した長期的なものとし、合併年度である平成16年度から平成31年度までの約15年間とします。

【 新市建設計画の構成 】



第2章 新市の概況

1. 位置と地勢

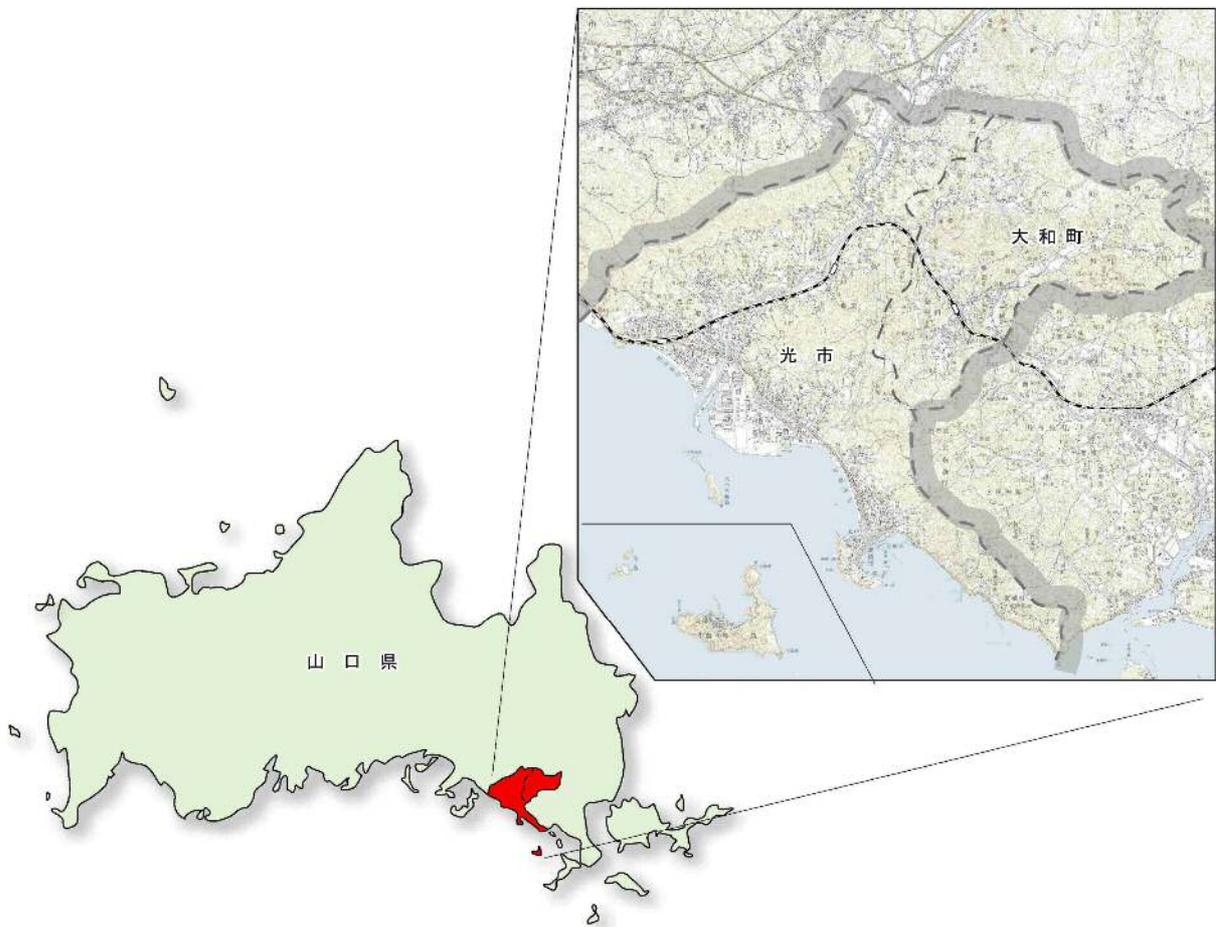
新市は、山口県の東南部、周南工業地帯の東部に位置し、市の東側に田布施町、北側に周南市、西側では下松市に隣接しています。

東西方向は約 16km、南北方向は約 15km、総面積は約 92km²（「平成 12 年全国都道府県市町村別面積」より）です。

市域の北西部には島田川、北東部には田布施川が流れており、両河川を中心にまとまった平地が広がっています。両河川の上流部には良好な田園地域が広がるとともに、島田川下流部のデルタ地帯を中心とした瀬戸内海沿岸や岩田駅周辺には市街地が形成されています。

また、新市は、瀬戸内の温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれており、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や象鼻ヶ岬など風光明媚な海岸部は瀬戸内海国立公園に、また、青々とした森の石城山を中心とした山間部は石城山県立自然公園に、それぞれ指定を受けています。

【位置図】



2. まちの沿革

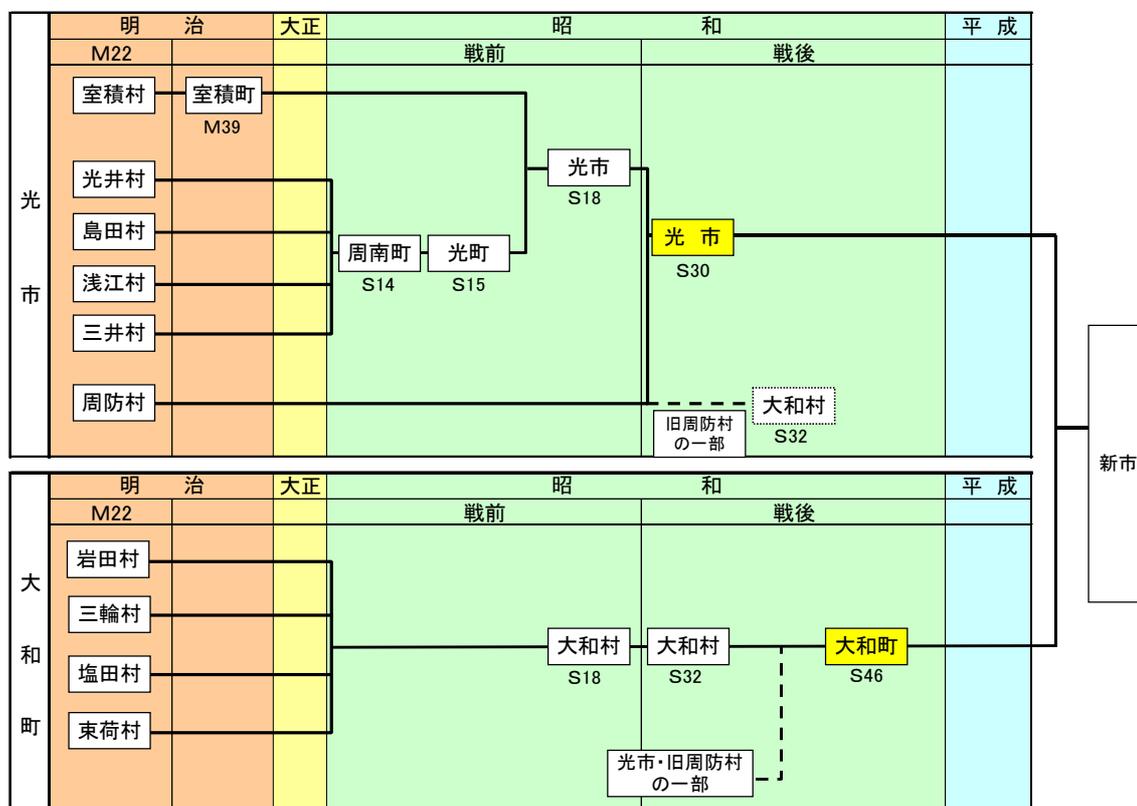
光市域及び大和町域は、毛利藩政下には、ともに熊毛宰判の管轄下であり、近世より島田川幹支流域を中心とした同一の経済圏を形成し、発展してきました。

光市は、昭和14年、島田川流域の光井、島田、浅江、三井の4カ村が合併し周南町となりましたが、昭和15年に光海軍工廠が開庁したことに伴い、町名を光町に変更しました。その後、昭和18年に室積町と光町の2町が合併し、光海軍工廠を中心とする軍都として光市が誕生しました。

さらに、昭和30年の周防村との合併により現在の光市域が形成され、海軍工廠の跡地へ進出した二大企業を中心に、周南工業地帯の一翼を担う近代産業都市として発展してきました。

一方、大和町は、昭和18年に光海軍工廠への食糧や物資、労力の供給地としての発展を期待し、岩田、三輪、塩田、東荷の4カ村が合併して大和村が誕生しました。戦後、光市の一部(旧周防村の一部)を編入するとともに、昭和46年には町制を施行し、高度経済成長の中、周南地域のベッドタウンとしての要素と、島田川水系や田布施川水系の流域を中心とした昔ながらの農村地域の要素との両面をもつ農住の町として発展してきました。

【 合併の変遷 】

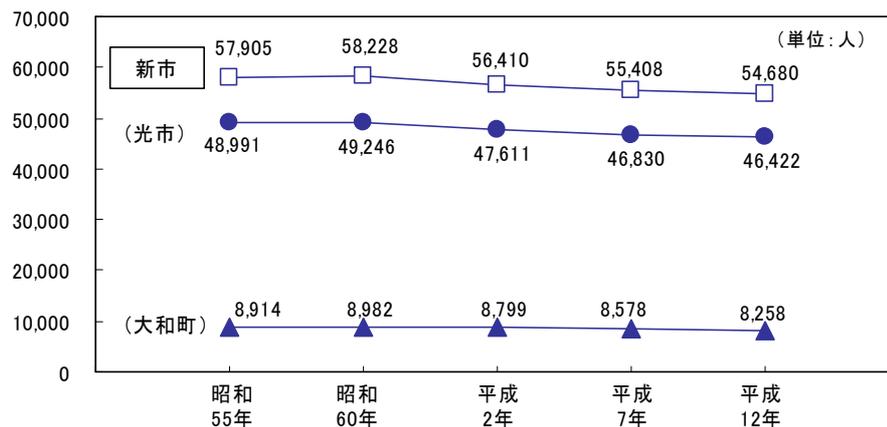


3. 人口・世帯数

平成12年における新市の総人口は54,680人で、昭和60年以降、減少傾向が続いています。年齢別人口をみると、年少人口（0～14歳）は昭和55年以降、減少傾向が続いており、生産年齢人口（15～64歳）においても平成2年をピークに減少傾向が続いています。その一方で、老年人口は増加傾向が続き、平成12年における高齢化率は19.9%となっています。

一方、世帯数は増加傾向が続いており、世帯当り人員が昭和55年の3.5人から平成12年には2.7人と核家族化が進んでいます。

【人口・世帯数】



区分	昭55年	昭60年	平成2年	平成7年	平成12年	山口県(H12)	
	総人口	57,905	58,228	56,410	55,408	54,680	1,527,545
年齢別人口	年少人口	14,833	13,166	10,011	8,477	7,854	213,578
	構成比	25.6%	22.6%	17.7%	15.3%	14.4%	14.0%
	生産年齢人口	37,018	38,074	38,287	37,495	35,962	974,131
	構成比	63.9%	65.4%	67.9%	67.7%	65.8%	63.8%
	老年人口	6,054	6,988	8,106	9,436	10,864	339,836
構成比	10.5%	12.0%	14.4%	17.0%	19.9%	22.2%	
総世帯数	16,536	17,666	18,154	19,130	19,992	583,725	
世帯当り人員	3.5	3.3	3.1	2.9	2.7	2.6	

(国勢調査)

4. 産業

新市では、島田川や田布施川上流での農業や瀬戸内海における水産業などの第1次産業から、商店街や幹線沿道等における日常生活を支える商業活動まで多様な産業が展開しています。

特に、臨海部の二大企業を中心とした第2次産業が盛んで、平成11年における生産額は1,288億円で、新市の総生産額の60.4%を占めています。

新市の産業別就業人口の割合をみると、第1次産業が4.6%、第2次産業が39.0%、第3次産業が56.3%となっており、県平均と比べると、第2次産業の就業者比率が高いのが特徴的です。

光市と大和町の就業構造はほぼ同様の傾向を示していますが、大和町では第1次産業の就業者割合が8.8%と、県平均に比べて高い割合を示していることが特徴的です。

【産業生産額】

(単位:百万円、1人あたり:千円)

		平成10年度	平成11年度	構成比(H11)	人口1人* あたり生産
市町村内総生産		185,900	213,382	100 %	3902.4
産業別	第1次産業	1,239	1,085	0.5 %	19.8
	第2次産業	102,441	128,831	60.4 %	2356.1
	第3次産業	84,614	85,345	40.0 %	1560.8

(山口県市町村経済計算)

* H12国勢調査人口

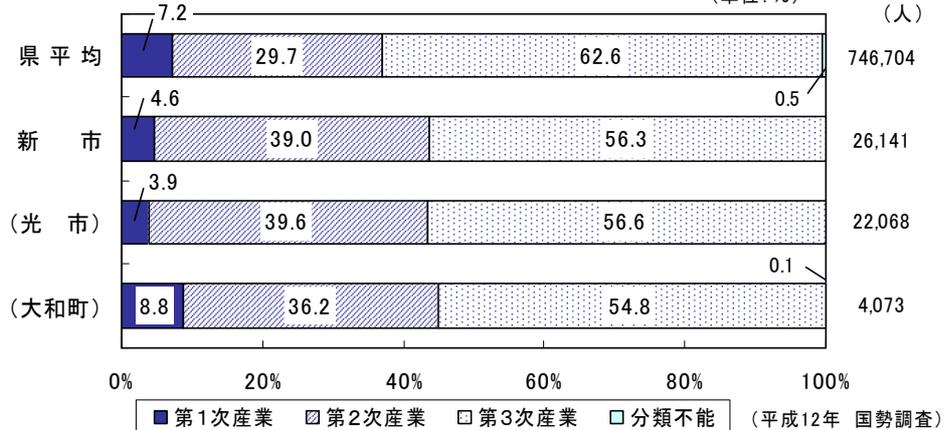
※産業別の生産額の合計は、控除等の要因のため、総生産の値とは若干異なる。

※市町村内総生産:市町村内に所在する生産主体により、生産活動の結果生み出された付加価値の総計で、市町村内総生産額(生産総額)から中間投入(原材料等の物的経費)を控除したものをいう。

【就業構造】

(単位:%)

就業者数
(人)



5. 生活圏（通勤・通学）

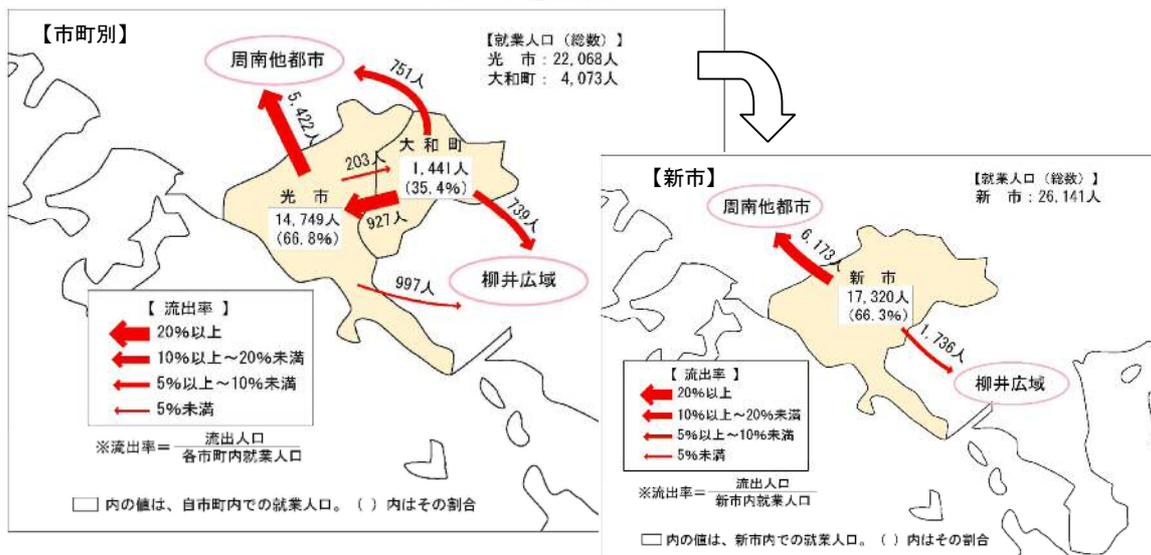
通勤・通学からみた日常生活圏では、光市は通勤・通学ともに自市内の割合が6割以上と高く、周南市や下松市等の周南他都市へ通勤では24.6%、通学では21.3%の流出がみられます。

大和町では、通勤・通学ともに自町内の割合が低く、通勤では光市へ22.8%、通学では光市へ29.2%、柳井市等の柳井広域へ34.2%の流出がみられます。

新市は通勤・通学ともに自市内の割合が約6割以上を占め、自市内において比較的自立した日常生活圏を形成しています。市外への流出状況をみると、周南他都市への流出は、通勤では23.6%、通学では20.3%みられ、柳井広域への流出は、通勤では6.6%、通学では11.9%みられます。

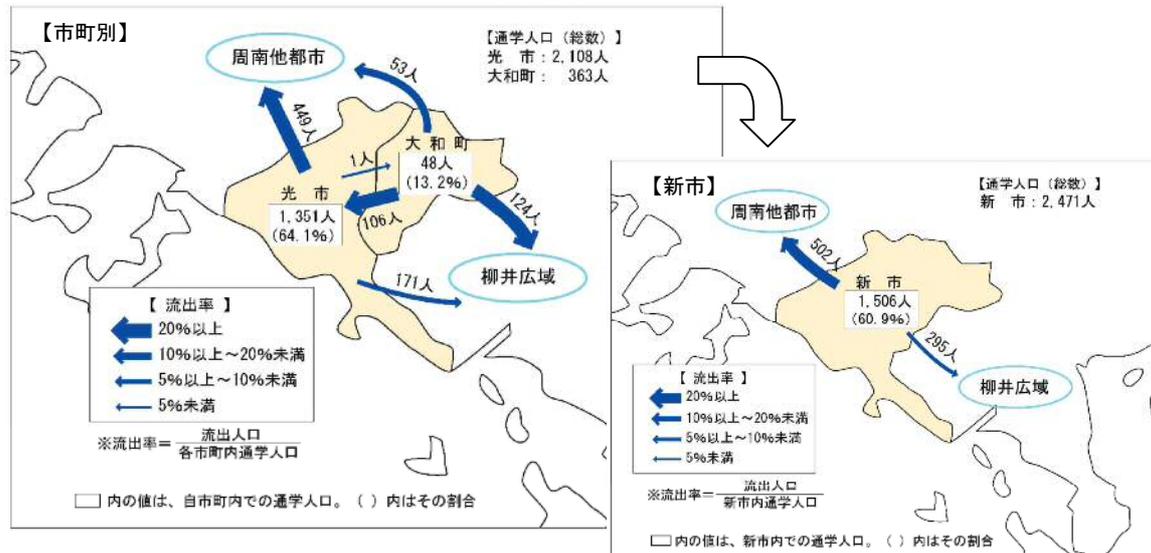
【通勤流動図】

(平成12年 国勢調査)



【通学流動図】

(平成12年 国勢調査)



第3章 住民意向 ～「新しいまちづくりに関する住民アンケート調査」結果より～

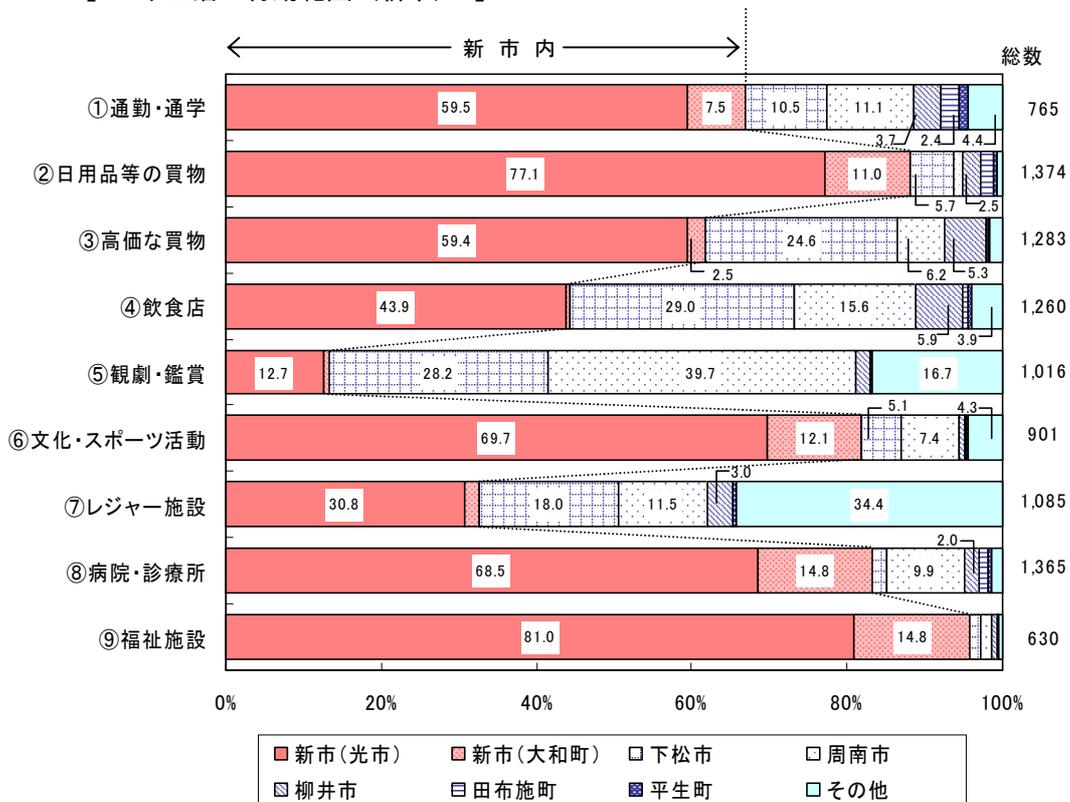
新市のまちづくりに対する意識・要望等を把握するとともに、新市建設計画策定のための基礎資料とするため、平成15年6月、光市・大和町内に居住する18歳以上の男女3,000人を対象に、住民アンケートを実施しました。有効配布数は2,995、そのうち有効回答数は1,385、回収率は46.2%でした。

1. 日常生活の行動範囲

「通勤・通学」、「食料品や日用雑貨品等の買物」から「家具・家電製品等の高価な買物」、「文化活動やスポーツ活動への参加」、「病院・診療所の利用」や「福祉施設の利用」の項目では、回答者の6割以上が地域内を利用するなど日常生活の大部分は、地域内で行われ、両市町は一体的かつ自立的な日常生活圏を形成していることがわかります。

その一方で、「レストラン・飲食店の利用」や「音楽鑑賞・観劇・美術鑑賞」、「身近な行楽地やレジャー施設」の利用では、回答者の半数以上が下松市や周南市など地域外に流出している傾向がみられます。

【日常生活の行動範囲（新市）】

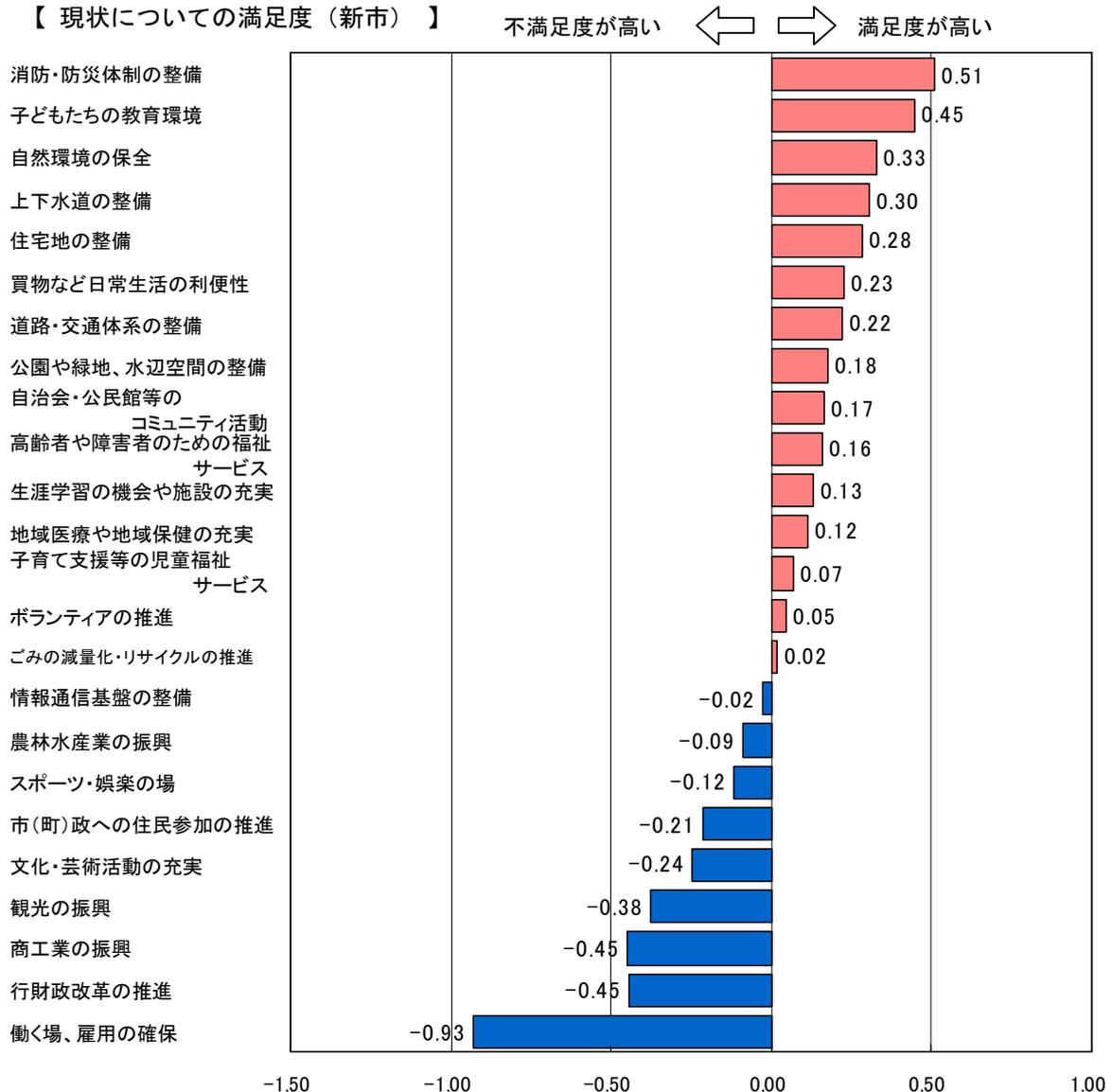


2. まちの現状についての満足度

現在、住んでいるまちの現状に対する満足度については、特に満足度が高いものとしては、「消防・防災体制」や「教育環境」、「自然環境の保全」であり、逆に不満足度が高いものとしては「雇用の確保」や「商工業の振興」などの産業振興や「行財政改革」や「住民参加」に関する項目となっています。

大和町では、「福祉サービス」「医療・保健」に関しては満足度が高くなっていますが、光市で満足度が高い「情報通信基盤の整備」や「公園や緑地の整備」、「道路・交通体系の整備」といった都市基盤整備に関しては不満足度が高くなっており、施策に対する満足度は全体的に低い結果となっています。

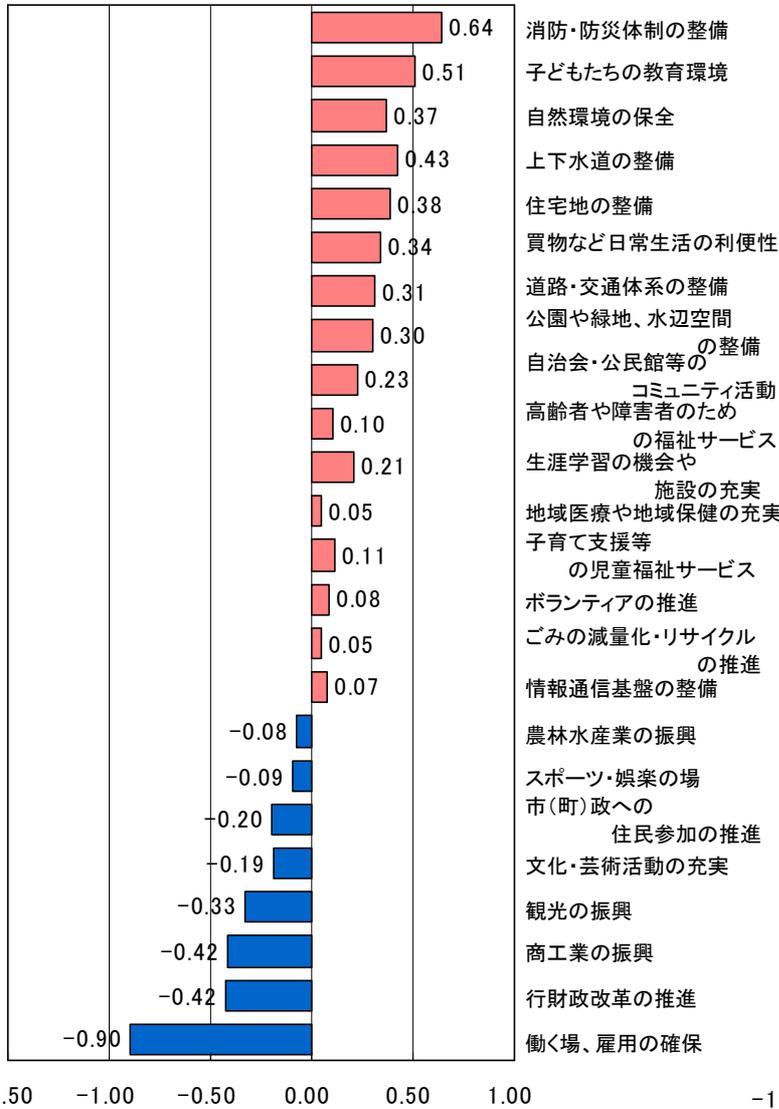
【現状についての満足度（新市）】



【現状についての満足度（市町別）】

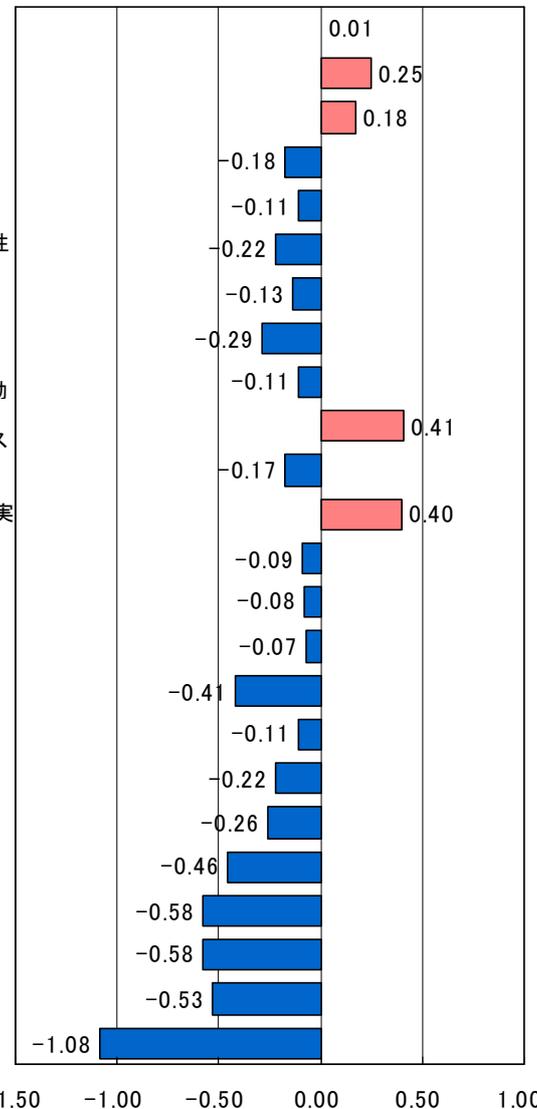
光市

不満足度が高い ← → 満足度が高い



大和町

不満足度が高い ← → 満足度が高い



【満足度の算出方法】

各項目ごとに、「とても満足」を2点、「どちらかという満足」を1点、「どちらかという不満」を-1点、「とても不満」を-2点、「わからない」を0点として総得点を出し、それを各項目の回答者数で割った平均値を満足度の指標として算出しています。

選択肢	とても満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	とても不満	わからない
得点	2点	1点	-1点	-2点	0点
回答者数	A人	B人	C人	D人	E人

$$\text{満足度の指標} = \frac{(2 \times A) + (1 \times B) + (-1 \times C) + (-2 \times D) + (0 \times E)}{A + B + C + D + E}$$

【満足度のグラフの見方】

グラフは0を基準としています。0よりも値が高いほど満足度は高い（満足している人が多い）、逆に0より値が小さいほど不満足度が高い（不満に思っている人が多い）ことを示しています。

3. 新しいまちのイメージと重点的に進めるべき施策

新しいまちのイメージについては、充実した医療・福祉や豊かな自然、快適な居住環境などからの「安心」や「暮らしやすさ」に重点をおいたものが多く、市町別でも同じ結果となっています。

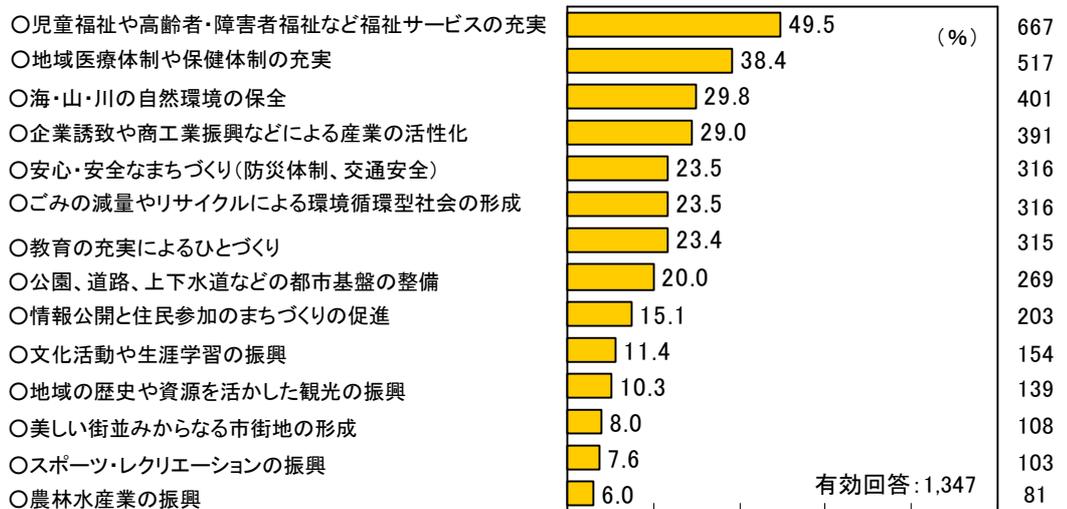
重点的に進めるべき施策としては、「福祉サービスの充実」や「地域医療・保健体制の充実」など医療・福祉に関する項目が多く、その他には「自然環境の保全」や「循環型社会の形成」など自然環境に関する項目、「産業の活性化」が多い結果となっています。市町別にもほぼ同様の結果となっています。

【新しいまちのイメージと重点施策（新市）】

新しいまちのイメージ



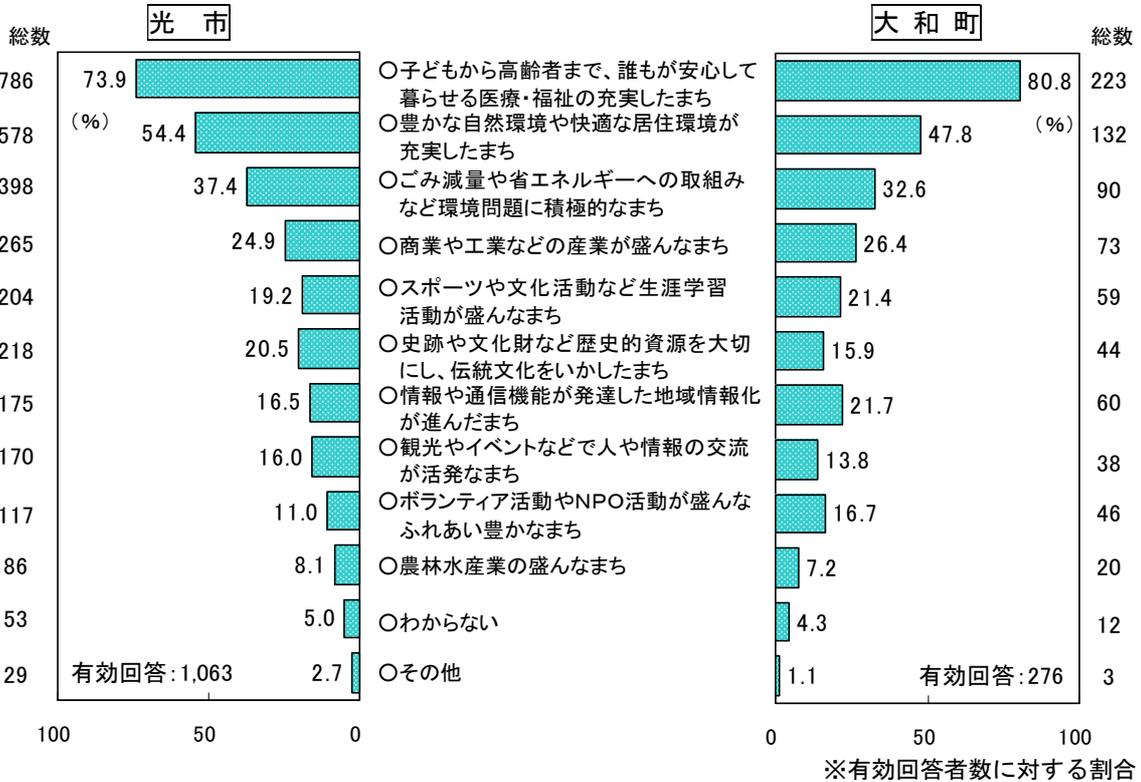
重点的に進めるべき施策



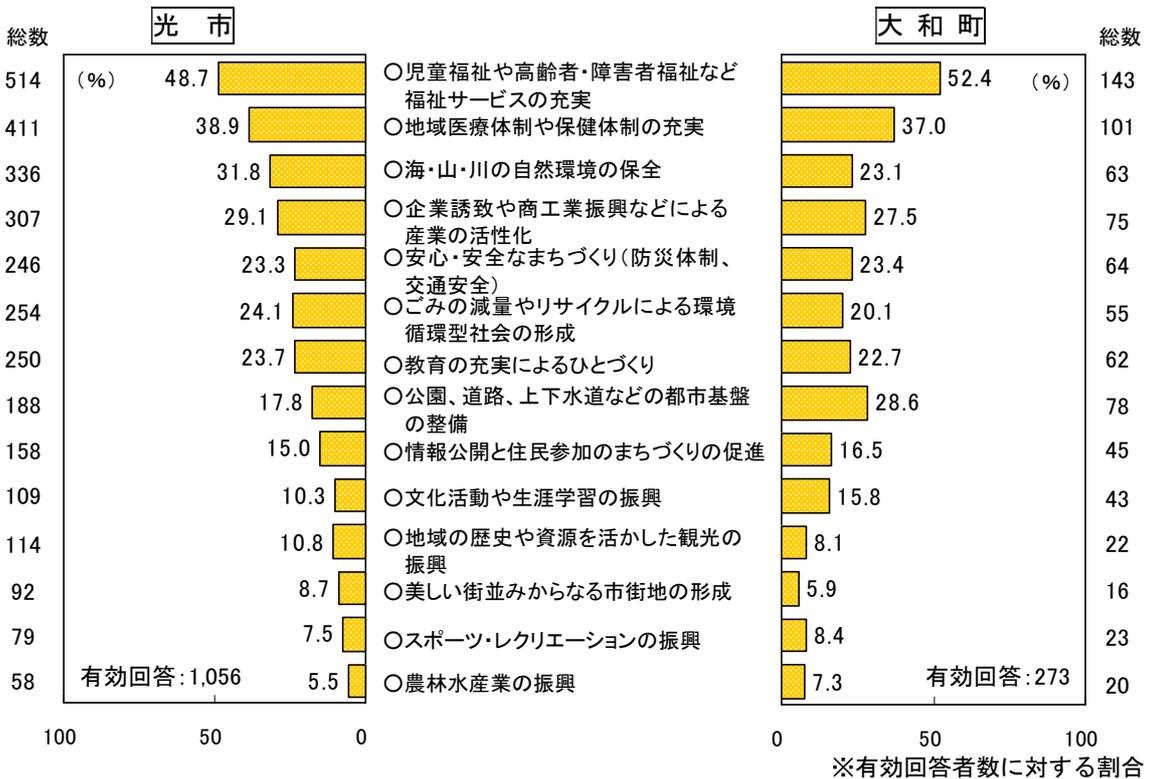
※有効回答者数に対する割合

【 新しいまちのイメージと重点施策（市町別） 】

新しいまちのイメージ



重点的に進めるべき施策



第4章 新しいまちの特性とまちづくりの課題

1. 新しいまちの特性

① 貴重で豊かな自然環境に恵まれた美しいまち

新市は、白砂青松の自然海岸からなる瀬戸内海国立公園や青々とした森からなる石城山県立自然公園に囲まれ、市内には、豊富な水をたたえる島田川や田布施川など、海・山・川からなる水と緑の自然豊かな地域環境を有しています。

また、貴重な動植物も多く、室積半島の峨嵋山樹林やクサフグ産卵地、牛島のモクゲンジ群生地等は天然記念物に指定され、大切に保全されています。

さらに、春には梅・桜・ツツジ・シャクナゲ、夏の訪れとともに咲くアジサイ、秋にはモクセイ・イチョウなど、四季折々にまちを彩る花々をはじめとした美しい自然の風物にふれることができます。

これらの貴重で美しい自然環境は市民の財産であり、将来にわたって大切に守り続けていく必要があります。

② 特色のある歴史・文化を大切に守り、継承するまち

新市は、豊かな自然環境に加え、史跡や文化財、歴史的な寺社など、豊富な地域資源を有しています。

石城山には、国指定重要文化財である石城神社や国指定史跡の神籠石など多くの歴史資源が現存し、瀬戸内の海運の要衝として栄えた室積には、普賢寺や杵崎神社、古い町並みが残る海商通りがあり、これらは観光地としても有名です。

また、島田人形浄瑠璃芝居や早長八幡宮祭礼の山車・踊山、石城太鼓や東荷神舞などの地域文化を伝える伝統芸能も大切に保存・継承されており、春や秋には多くの寺社で祭礼や縁日、夏には島田川や黒杭川の柱松など、伝統的な地域のまつりが催されています。

これらの貴重な史跡や文化財、地域固有の伝統や文化は、地域の個性やアイデンティティの形成につながる貴重な資源であり、今後も大切に守り、継承していくとともに、観光資源としてもその活用を図っていく必要があります。

③ 子どもが健やかに育つ保育・教育環境が充実したまち

新市は全国でも先進的なおっぱい育児のまちで、父・母・地域が一体となった積極的な母子保健活動が展開されています。

また、乳児保育、延長保育、ホリデイ保育等の子育て支援をはじめ、おもちゃネットの開設や小学校を利用した学童保育など、安心して子どもを育てられる環境づくりが進められており、あいぱーく光等を拠点に子育てサークルなどの市民活動も活発に行われています。

また、新市には、ヨット等の海洋スポーツ施設も整った山口県スポーツ交流村や総合運動公園など、スポーツ施設や研修施設が充実しているのも特徴です。

少子化が進む中、子どもを健やかに安心して育てることのできる保育・教育環境は大切な社会資本であり、新市では一層の母子保健福祉対策や保育・教育環境の充実を図っていく必要があります。

④ 保健・医療・福祉施設が充実し、人々のぬくもりのあるまち

新市は、2つの公立病院やあいぱーく光をはじめ、ナイスケアまほろば等の介護老人保健施設や在宅介護支援センター、温泉のある憩いの家など多くの施設が整備されており、保健・医療・福祉サービスが充実しているのが特徴です。

また、ボランティア活動や地域活動も活発で、地域コミュニティをベースとして、市民が共に助け合い、安心して自立的な生活を送ることのできる、すべての人にやさしいまちであると言えます。

今後も高齢化がますます進む中、誰もが安心して元気に暮らし続けることができるように、保健・医療・福祉のより一層の充実を図るとともに、市民が共に助け合い、人のぬくもりのある地域づくりを進める必要があります。

⑤ 日常生活圏がコンパクトにまとまったまち

新市は、臨海部の二大企業を中心とした工業をはじめ、島田川・田布施川流域での農業や瀬戸内海沿岸での水産業、市民の日常生活を支える商業活動が展開するとともに、高等学校等もあり、通勤・通学圏や買物圏が一体化しています。

このように、市域内には働く場と日常生活の場がコンパクトにまとまっており、自立的な日常生活圏を形成しています。

多様な産業活動と日常生活の場がコンパクトにまとまっている特性を活かし、農業や水産業などでの地産地消を推進し、安心して暮らせる生活圏を形成する必要があります。

⑥ 都市と自然が調和した住みよいまち

新市は、3つの駅を持つJR山陽本線や幹線道路等の交通網をはじめ、県下有数の情報通信基盤や教育・文化施設、2つの公立病院を中心とした保健・医療・福祉施設など、快適な居住環境を支える良質な都市基盤が整備されています。

さらに、温暖な気候や海・山・川を中心とした豊かな自然環境、風光明媚な美しい景観に恵まれた住環境が整っており、都市機能と自然環境がコンパクトに調和した住みよいまちであることがまちの大きな魅力となっています。

今後も、都市と自然が調和した良好な居住環境や都市基盤の整備を促進し、定住魅力を高めていく必要があります。

2. 新しいまちづくりの課題

① 人口定住と雇用の創出による地域産業の活性化

新市は昭和 60 年をピークに人口減少傾向が続いています。これは少子化による人口減少だけでなく、生産年齢人口である若年層の流出が大きく影響しており、このままこの傾向が続けば地域活力の低下につながります。

二大企業に加え、既存産業の高度化や次世代産業の振興などによる地場産業の再生を図るとともに、新ビジネスの育成や支援、U J I ターン支援などを進め、新たな雇用の創出を図り、生産年齢を中心とした定住人口の確保による地域活力の向上や地域産業の活性化を進めていくことが必要です。

② 少子高齢社会への対応

新市では、平成 27 年には高齢化率が 30%を超える見通しとなっています。知識や経験豊富な人材は地域の財産であり、積極的に社会参加できる環境づくりや、高齢者が生きがいを持ち自立的に生き生きといつまでも安心して暮らせる環境づくりを進めることが重要です。

また、少子化が進む中、女性の地位向上や子育て支援等により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められています。

保健・医療・福祉が充実した特性を活かし、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせるまちづくりをより一層進めていくことが必要です。

③ 自然環境の保全と共生への取り組み

地球規模での環境問題が深刻化し、貴重な自然環境の保全やごみの減量化、リサイクルの推進等による省資源・省エネルギーへの対応が重要な課題となっています。

新市には、貴重で恵み多い自然が数多く残っており、乱開発を防止し、将来にわたって保全・継承していくとともに、市民自らが取り組むごみの減量化やリサイクルを推進し、環境にやさしい循環型社会の形成により、人と自然が共存・共生するまちづくりを進めることが必要です。

④ 地域の一体化の促進

それぞれの歴史や文化をもつ地域が、合併を契機に新しい1つのまちとして誕生します。個性豊かな地域の特色を活かし、地域において不足する機能の相互補完や地域間での人やモノの交流の促進など、一体的な地域の形成を進めることが、新たなまちの魅力の創出につながると言えます。

地域間の日常的な交流や連携を支える都市基盤の整備や交通ネットワークの形成を進めるとともに、市民レベル・地域レベルでのさまざまな交流を深め、ハード・ソフト両面からのまちの一体感の醸成を図っていくことが必要です。

⑤ まちの中心的な拠点の整備

新市は、都市形成の歴史的条件や地形的な制約により中心的な商業集積地はなく、各地域に分散しています。一方で、自然環境が豊かな地域や駅を拠点とした地域、陶芸作家等の芸術家が集まる地域など、多様な個性をもつ地域が数多く分布しています。

特色ある拠点的な地域や魅力ある中心市街地へは市外からの流入人口も見込まれ、活気ある地域づくりにつながります。各地域の特性を活かした拠点づくりを進めるとともに、新市の顔といえるまちの中心的な地域づくりを進めることが必要です。

⑥ 市民参画と公民パートナーシップ※の推進

新市において、市民福祉の向上や活力ある地域社会の形成を促進するためには、市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、相互の理解と信頼のもと、市民や地域が主体性を持って、積極的にまちづくりに参加できる公民のパートナーシップづくりが重要な課題です。

このため、新市では、市民一人ひとりの自治意識の醸成を図るとともに、住民組織等と行政の連携を促進し、公民一体となった協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

※公民パートナーシップ：市民、行政、企業をそれぞれ自立した主体とし、役割分担を明確にするとともに、それぞれが持つ特性を活かしながら、連携・協働してまちづくりを進めていく考え方。公共的な役割を担う行政やNPO、地域自治組織等の「公」と、市民や民間企業等の「民」によるパートナーシップ。

⑦ 自立できる行財政の確立

経済の低迷や人口減少、少子高齢化などを背景に、国や地方自治体ともに厳しい財政状況が見込まれており、多様な住民ニーズへの対応とともに、自立した財政基盤の確立や効率的な行財政の運営が重要な課題です。

より一層の行財政改革の推進による財政の健全化を図るとともに、民間活力の活用等、効率的・計画的な行財政システムの構築が求められています。

第5章 主要指標

1. 人口

平成14年1月に公表された人口予測によると、日本の総人口は今後も緩やかに増加するものの、平成18年に1億2,774万人でピークに達した後、長期的な減少過程に入ると予測されています。

新市の人口は、昭和60年の58,228人をピークにすでに減少傾向にあり、コーホート法*による将来人口推計では、将来的にも人口減少傾向は続き、平成22年に52,498人、平成27年に50,177人、平成32年には47,234人と5万人を下回る推計となっています。

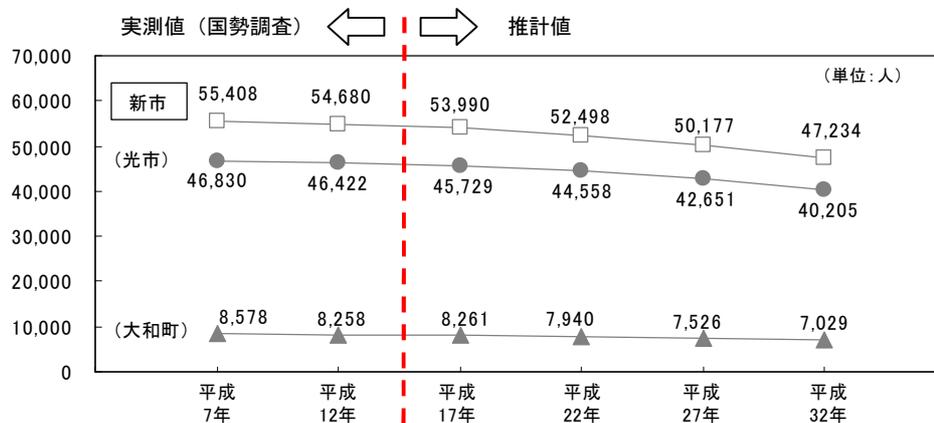
また、年齢別の人口構成比率では、今後も年少人口比率の低下と高齢化率の上昇が続き、平成27年には高齢化率が30%を超える見通しとなっています。

そこで、新市の将来人口としては、コーホート法による推計結果をもとに、新市誕生による新しい魅力の創造や快適な居住環境の整備が進むことなどによる社会増を見込み、平成27年における人口目標を55,000人と設定します。

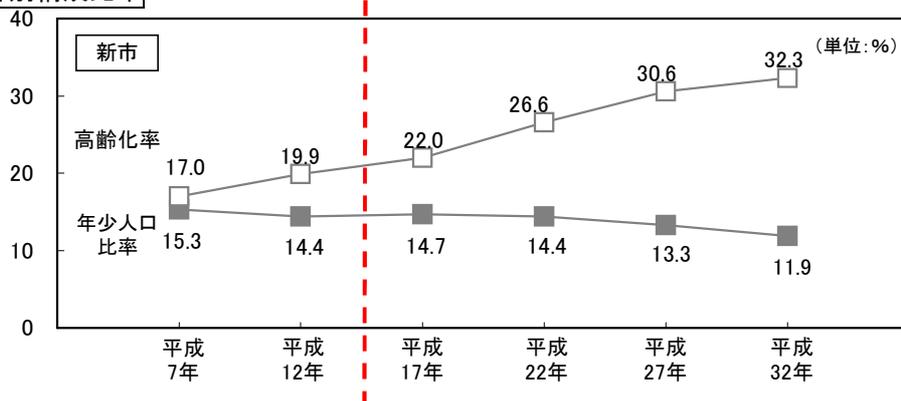
※コーホート法：同年（または同期間）に出生した集団ごとの年次的な数値変動から将来人口を予測する最も一般的な推計方法

【将来人口推計】

推計人口



年齢別構成比率



第6章 新しいまちづくりの基本方針

1. 新市の基本理念

私たちが暮らすこの地域は、穏やかな気候と豊かな自然環境に恵まれ、都市と自然が調和した快適な居住環境を有しています。新市は、こうした地域固有の魅力を活かし、ゆとりや豊かさを実感できる安全・安心な住みよいまちづくりを進めるとともに、周南圏域との連携も視野に入れたまちづくりを進める必要があります。

これからのまちづくりは、人間に目を向けた「人が生きていくための理想的な生存空間の創造」です。そこで、両市町で尊重されてきたまちづくりの基本理念を踏まえ、住みよいまちづくりを目指し、新市の基本理念を次のように定めます。

① 地域特性を活かした魅力あるまち

新市には、貴重で豊かな自然環境や特色のある歴史・文化資源、充実した医療・福祉施設など多様な地域資源が存在しています。このような地域の財産を大切にし、地域の個性と魅力を活かした、活力とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

② 交流と連携による一体感のあるまち

新市は、都市機能が集まる都市地域から自然豊かな田園地域まで、さまざまな特色を持つ地域で構成されています。新しいまちの誕生を契機として、これらの地域間での交流や相互補完による連携を進めるとともに、人と人の和、地域の和を大切にし、地域の一体感を高め、共生のまちづくりを進めます。

③ 自らの力で歩みつづけるまち

地方分権や少子高齢化が進展する中、地域の主体性の確立と持続可能な地域社会の実現が求められています。新市では、市民が主役となる開かれた市政を進め、市民参画を進めるとともに、地域自らの主体性と自己責任に基づく地域社会の構築を目指し、自立するまちづくりを進めます。

2. 新市の将来像

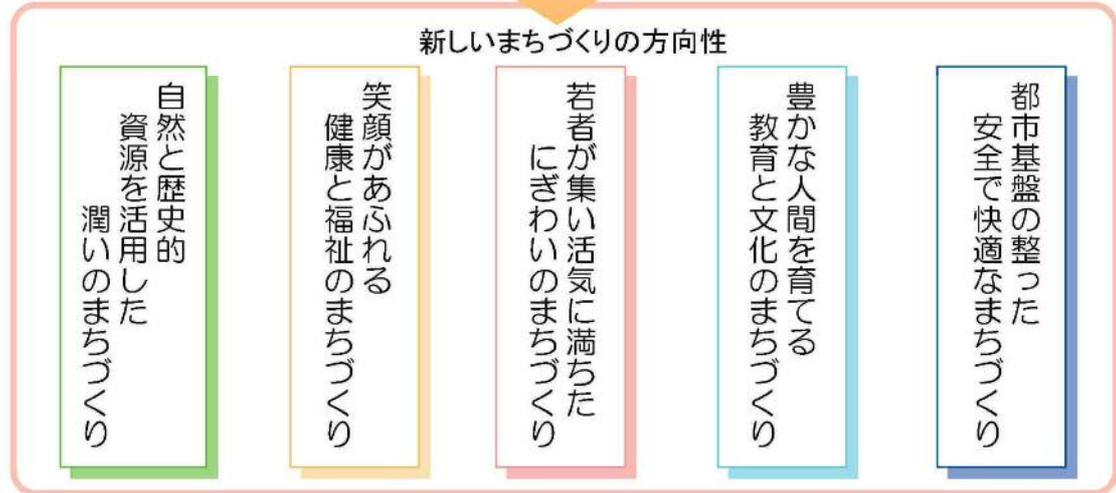
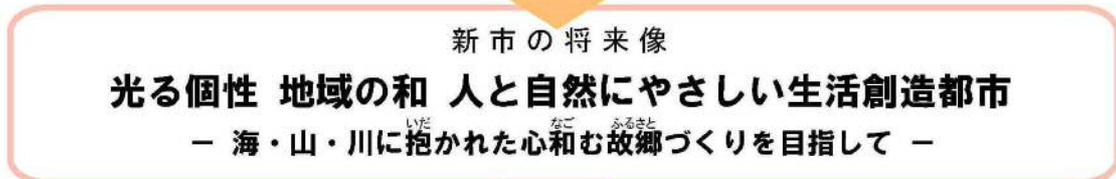
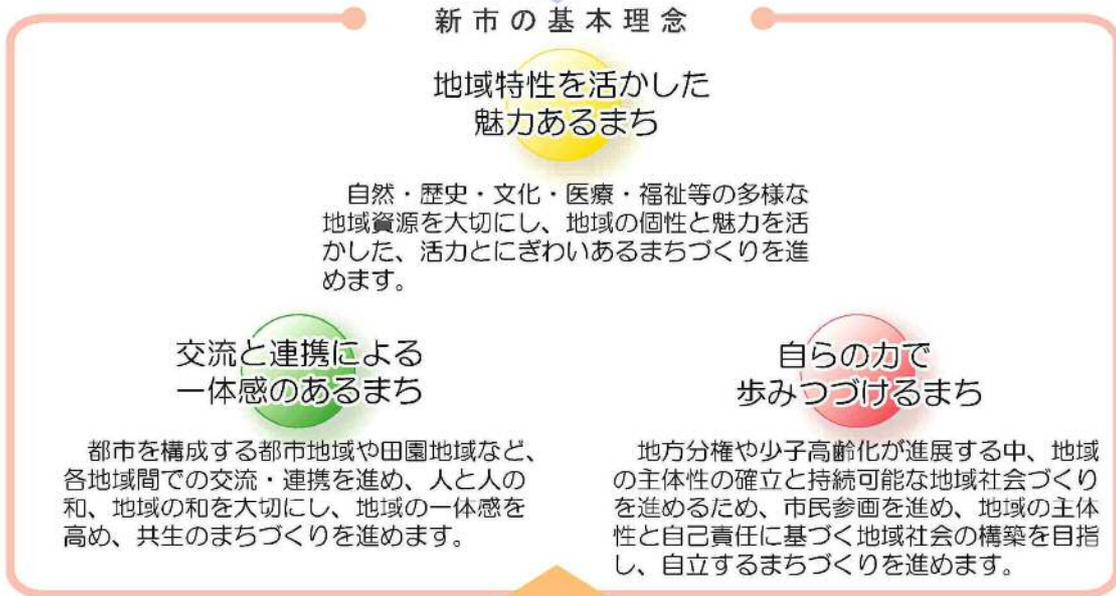
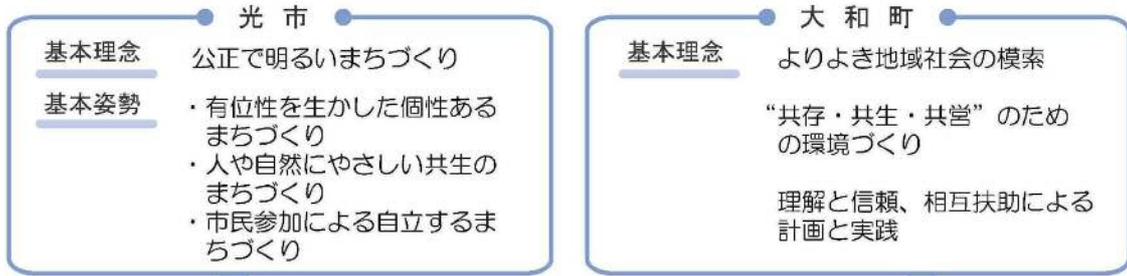
新市の将来像は、新しいまちづくりの具体的な目標（あるべき姿）を示すものです。

地域固有の文化や個性、更には、人と人の和、地域と地域の和など地域コミュニティを重視しつつ、人へのやさしさや豊かな自然環境への配慮が行き渡った「人が生き続けていくための理想的な生存空間の創造」を進めるため、新市の基本理念を踏まえ、将来像を次のように定めます。

光る個性 地域の和 人と自然にやさしい生活創造都市

— 海・山・川に抱かれた心^{いだ}和む^{なご}故郷^{ふるさと}づくりを目指して —

【新市の理念と将来像】



3. 新しいまちづくりの方向性

(1) 新しいまちづくりの方向性

新市の基本理念や将来像の実現のため、以下に示す5つの方向性に基づき、具体的な施策を推進していきます。

□ 自然と歴史的資源を活用した潤いのまちづくり

白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や石城山、島田川など海・山・川からなる豊かな自然環境と石城神社や伊藤公記念館など貴重な歴史的資源の保全や活用を図り、個性豊かな潤いのあるまちづくりを進めます。

また、地球規模で進む環境問題への対応を図るため、環境教育の推進など市民の環境意識の高揚を図るとともに、省エネルギーやリサイクルを推進し、環境にやさしい循環型社会の構築に努めます。

□ 笑顔があふれる健康と福祉のまちづくり

充実した保健・福祉施設や2つの公立病院を中心に、保健・医療・福祉のより一層の充実を図り、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、恵まれたスポーツ・レクリエーション施設を活用した、元気で健康な人づくりの推進に努めます。

また、人権が尊重された地域社会の実現に努めるとともに、公共公益施設等を中心にユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を進めるなど、安心・安全で人にやさしいまちづくりの推進に努めます。

□ 若者が集い活気に満ちたにぎわいのまちづくり

臨海部や内陸部の工業、島田川や田布施川沿いでの農業、瀬戸内海での水産業など多様に展開する地域産業の高度化を図るとともに、若者の就業機会の確保や定住の支援など、都市の活力の創出に努めます。

また、地域の特色を活かした拠点の整備により、新市の新しい顔づくりを進めるとともに、豊富な地域資源を活かした観光の振興を図り、活気とにぎわいのあるまちづくりの推進に努めます。

□ 豊かな人間を育てる教育と文化のまちづくり

恵まれた自然環境や郷土の歴史・文化とのふれあい、更には充実した生涯学習環境を通して、一人ひとりの個性を育む、心豊かな人間の育成に地域全体で取り組むとともに、情報・国際・福祉・環境など時代の進展に対応した学校教育を推進し、明日を担う人材の育成に努めます。

また、地域の財産ともいえる貴重な文化財や由緒ある伝統芸能の保存・継承を進めるとともに、市民の芸術・文化活動に対する支援など、新しい地域文化の創造に努めます。

□ 都市基盤の整った安全で快適なまちづくり

便利で快適な市民生活と活力ある都市活動を支える都市基盤の整備・充実を図るため、日常的な人・モノ・情報等の交流を支える道路・交通体系や情報通信基盤の整備・充実に努めるとともに、子どもから高齢者まで誰もが安心して安全で快適に住み続けられる居住環境の整備・充実に努めます。

また、火災や風水害、地震などあらゆる災害から市民生活を守るため、消防・防災体制のより一層の充実を図り、安全なまちづくりの推進に努めます。

(2) 新しいまちづくりを進めるために

5つのまちづくりの方向性に基づき、新しいまちづくりを主体的かつ効率的・計画的に進めるため、以下に示す2つの方向性に基づき、推進体制の確立に努めます。

□ 行財政改革の推進

長引く不況や将来的な人口減少・高齢化が進む中、地方自治体を取り巻く環境は極めて厳しく、新市においても、合併効果を最大限に生かした行財政改革を推進し、自立した行財政運営を確立することが、緊急かつ重要な課題となっています。

持続可能な財政構造を確立するため、効率的かつ計画的な行財政運営を進めるとともに、多様化・高度化する市民ニーズに柔軟に対応できる行政組織の構築や、職員の資質向上による行政サービスの充実に努めます。

□ 市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり

新市は、それぞれの地域間において歴史的、経済的、文化的に繋がりを持ち、長い時間をかけて市民生活のあらゆる面で一体感が形成されてきました。

こうした住民レベルでの繋がりや多様に展開されている市民活動等をベースに、市民や地域が主体的に新しいまちづくりに参画できる環境づくりや、ボランティア等の育成・支援、情報公開を進め、市民と行政が一体となったパートナーシップのまちづくりの推進に努めます。

4. 将来都市構造

① 新市の中心的な拠点地区として都市拠点及び地域拠点整備地区の整備

□ 都市拠点整備地区

新市の中核的な機能や主要な都市機能等を配置し、人々が集まる地区として交通や環境整備を含めた総合的な整備を図っていく地区であり、以下の3地区を位置づけます。

● 新市役所周辺地区

新市役所やあいぱーく光など行政施設や福祉施設が集積している地区であり、新市の中心核としてふさわしい行政サービス等の都市機能の集積を図るとともに、公共公益施設のバリアフリー化などユニバーサルデザインに配慮した環境整備を図ります。

● 光駅周辺地区

新市の玄関口となる JR 光駅を中心に、光総合病院、ひかりソフトパーク等の施設が集積している地区であり、新市の玄関口としてふさわしい文化・交流等の都市機能の集積を図るとともに、訪れる人に潤いとやすらぎを与える都市環境の整備を図ります。

● 岩田駅周辺地区

JR 岩田駅を中心に、大和総合病院や総合運動公園等の施設が集積している地区であり、新市の内陸部の拠点地区としてふさわしい都市機能の集積を図るとともに、駅周辺の道路等の基盤整備など交通結節機能の強化を図ります。

□ 地域拠点整備地区

地域のコミュニティ機能や生活支援機能等を配置するとともに、人々の憩いの場としての環境整備等を図っていく地区であり、以下の3地区を位置づけます。

● 室積地区

峨嵋山などの自然資源や海商通りなど歴史資源が豊富に存在している地区であり、地域資源を活かした観光・レクリエーション機能等の整備を図ります。

● 島田駅周辺地区

JR 島田駅を中心に、三島温泉の泉源や島田川などの自然景観に恵まれた地区であり、泉源を活かした観光・レクリエーション機能等の整備を図ります。

● 伊藤公記念館周辺地区

伊藤博文公の生家や記念館等を中心とした伊藤公記念公園がある地区であり、地域資源を活かした文化・観光機能等の整備を図ります。

② 都市形成を図る軸線として広域交流軸と地域交流軸の整備

□ 広域交流軸

周南、下松都市圏や柳井都市圏等との広域的な交流を促進する都市軸として、臨海部及び国道 188 号沿道、臨海部から熊毛インターチェンジにかけての島田川沿岸部、JR 島田駅から岩田駅を経て田布施方面へ至る JR 沿線部を位置づけます。

広域交流軸として、広域的な都市間での交通流動を処理する幹線道路や、3つの JR 駅を中心とした、バス等の公共交通網の整備促進を図るとともに、適切な都市機能の配置を行い、市街地として一体的な整備の誘導を図ります。

□ 地域交流軸

都市拠点整備地区や地域拠点整備地区等の地域間の交流・連携を促進する都市軸として、新市を環状型にネットワークする軸線を位置づけます。

地域交流軸として、地域間の交流を円滑にする幹線道路やバス等公共交通網の整備促進を図ります。

③ 自然環境の保全と形成を図る軸線として森と水辺の環境軸の保全・整備

□ 森の環境軸

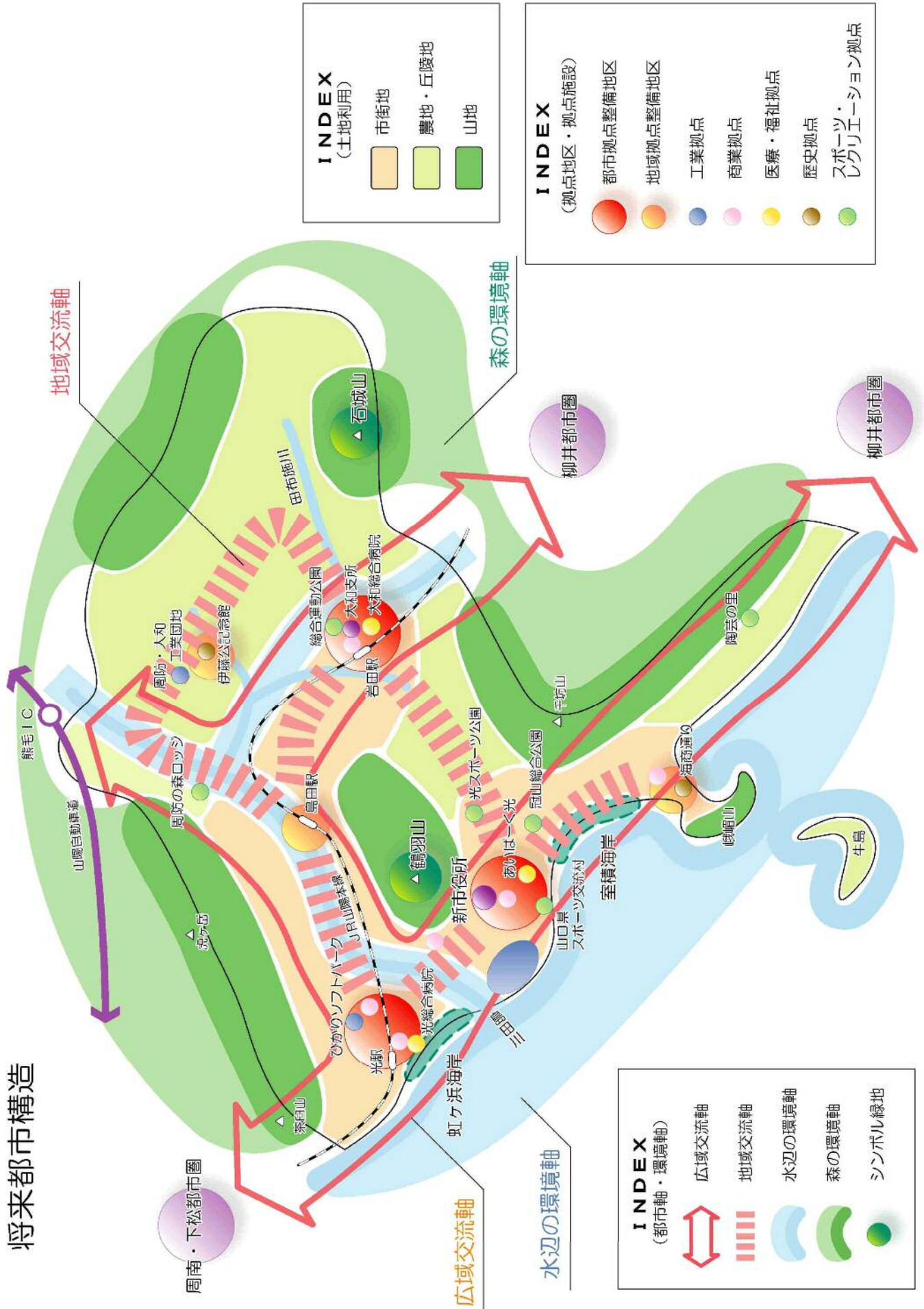
国立公園や県立自然公園に指定されている自然の森の生態系を保全していくとともに、新市の外縁部を構成している山地・丘陵地を緑の軸線として環状にネットワークし、都市に様々な潤いを与える緑地として、保全・活用を図ります。

鶴羽山や石城山については、新市のシンボル緑地としての保全・活用を図ります。

□ 水辺の環境軸

瀬戸内海国立公園に指定されている峨嵋山、室積・虹ヶ浜海岸などの自然海岸や海岸沿いの松林等からなる緑地を保全していくとともに、島田川や田布施川沿いの水辺空間を市民が身近にふれあえる緑地として、保全・活用を図ります。

将来都市構造



第7章 新しいまちの施策

(1) 自然と歴史的資源を活用した潤いのまちづくり

豊かな自然環境や貴重な歴史的資源の保全と活用を図り、潤いのあるまちづくりを進めます。また、環境教育の推進や環境にやさしい循環型社会の構築など、地球規模で進む環境問題への対応に努めます。

① 水と緑豊かな自然環境と歴史的資源の保全と活用

□ 貴重な自然環境の保全

白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸をはじめ、青々とした森が連なる石城山や豊富な水量をたたえる島田川、田布施川など、水と緑があふれる豊かで潤いある自然環境は市民の貴重な財産であり、今後もこの豊かな自然環境の保全に努めます。

□ 潤いのある水と緑の環境づくり

潤いのある生活空間を創出するため、石城山や鶴羽山、峨嵋山等の森や里山をはじめ、島田川河口へ飛来する渡り鳥や東荷川のゲンジボタルなどの自然環境と市民が身近にふれあえる場の整備を図ります。

□ 歴史的資源や町並みなど地域資源の活用

室町時代の建築様式を残す石城神社をはじめ、歴史ある寺社や海商通りの町並み、伊藤公記念館など、地域に存在する豊富な歴史的資源を活かした個性豊かなまちづくりを進めます。

施策の柱	事業名
貴重な自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○自然海岸の保全と浸食対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・室積海岸養浜工事 ○松林の保全対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸松林保全事業 ・松くい虫防除事業 ○計画的な造林事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・民有林造林事業と市有林造林、保育事業 ○自然公園地域等の優れた自然環境の保全 ○緑花（化）ボランティア育成事業 ○生活排水浄化実践活動の促進

潤いのある水と緑の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○島田川を活用した憩いの場の創出 ○多自然型川づくりの推進 ○里山の再生と活用 ○「森林の駅」構想の推進 ○公園・緑地の整備 ○市民の森自然観察林保育事業 ○自然学習歩道整備事業（海浜散策道の整備）
歴史的資源や町並みなど地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○海商通りの保存と活用 ○石城山史跡の保存と活用 ○伊藤公記念公園の整備と活用 ○地域に点在する遺跡の保存と活用

② 環境にやさしい循環型社会の構築

□ 環境保全対策の推進

地球規模で進む環境問題への対応を図るため、環境に関する情報や学習機会の提供などを通じて、環境問題に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民・事業者・行政のパートナーシップによる環境保全活動の推進に努めます。

□ 循環型社会の構築

適正なごみ処理を進めるため、ごみの処理・収集体制の充実・強化を図るとともに、市民自らが取り組むごみの減量化やリサイクルの推進など、省エネルギーや資源の有効活用による持続可能な循環型社会の構築に努めます。

施策の柱	事業名
環境保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全行動計画の策定 ○浄化槽の設置促進 ○環境教育の推進 ○公害防止対策と地球温暖化防止対策の推進
循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○後畑不燃物埋立て処理場の整備 ○リサイクルプラザの建設 ○市民啓発と市民・事業者とのパートナーシップの確立 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を対象とした環境学習の推進 ・市民組織、環境団体との連携強化 ・資源回収団体、資源回収業者との協働体制の確立

(2) 笑顔があふれる健康と福祉のまちづくり

保健・医療・福祉のより一層の充実や元気で健康な人づくりの推進に努めるとともに、人権が尊重された地域社会の実現やユニバーサルデザインに配慮した施設整備など、安心・安全で人にやさしいまちの実現に努めます。

① 安心して暮らせる保健・医療・福祉の充実

□ 医療体制の充実

多様で高度な医療ニーズに応えるため、2つの公立病院の持つ特色を活かしながら、さらなる医療機能の充実を図るとともに、医療体制の整備・充実に努め、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、高齢化が進む牛島地区の医療体制や救急搬送体制の充実に努めます。

□ 高齢者・障害者保健福祉の充実

あいぱーく光や社会福祉施設など充実した保健・福祉施設を拠点に、高齢者や障害者の社会参加を促進するとともに、すべての市民が住み慣れた地域で、いつまでも健康で自立した生活を送れるよう保健・福祉サービスの充実に努めます。

また、介護保険事業の円滑かつ適正な運営に努めるとともに、介護予防や地域支えあい事業の推進等、地域に根ざしたきめ細やかな福祉サービスの提供に努めます。

□ 子育て環境の整備・充実

子育て支援センターを拠点に、子育てに関する各種相談指導や情報提供、子育てサークルの育成・支援を進めるとともに、特別保育事業や留守家庭・放課後児童教室の充実など、多様な保育ニーズに対応した子育て環境の整備・充実に努めます。

□ 母子保健対策の充実

保健、医療、福祉、教育など各関係分野との適切な連携や、家庭や地域の理解と協力のもと、おっぱい育児運動や思春期保健事業の推進など、ライフステージに応じた母子保健事業の推進に努めます。

□ 地域福祉ネットワークの確立

ボランティアやNPO、福祉関係団体等との協働により、地域に根ざした福祉機能の充実を図るため、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉団体の活動を支援するとともに、住民意識の啓発や関係団体のネットワーク化と相互交流を進め、地域における福祉活動の推進に努めます。

施策の柱	事業名
医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○2つの公立病院を活用した急性期、慢性期、予防医療機能の充実強化 ○IT 機器を活用した両院間の診療、事務部門の連携、効率化の促進 ○最新鋭の高度医療機器の導入 ○物品の共同購入、管理による省力化の促進 ○新しい医療ニーズに対応した施設や診療機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・緩和ケア病棟に関する調査、研究 ○地域医療連携における開放病床の設置 ○牛島診療所の充実
高齢者・障害者保健福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯現役社会づくりの促進 ○介護保険事業の円滑な運営 ○介護予防・地域支えあい事業の充実 ○痴呆に対する総合的施策の推進 ○支援費制度の充実及び円滑な運営 ○障害者（児）支援施設の整備 ○障害児サポート事業の推進 ○権利を擁護する事業の推進
子育て環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○特別保育事業の充実 ○留守家庭・放課後児童教室の充実 ○子育て支援体制の整備・充実 ○児童遊園地の整備
母子保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や関係機関と連携した保健指導体制の充実 ○おっばい育児の啓発促進 ○思春期保健事業の推進
地域福祉ネットワークの確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンターの充実 ○社会福祉関係団体等の活動支援と相互交流の促進 ○地域福祉計画の策定

② 人にやさしいまちづくりの推進

□ 人権が尊重される地域社会の実現

市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現を図るため、積極的な人権教育や啓発活動の推進に努めるとともに、男女が社会のあらゆる分野で責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の形成促進に努めます。

また、大きな社会問題となっている児童虐待についても、関係機関との連携により、その防止に努めます。

□ おっばい都市運動の推進

母親だけでなく、父親や地域が積極的に子育てに関わっていくための環境整備を図るとともに、豊かな心をもった子育てへの支援を通じ、すべての人にとって、より明るく、よりやさしいまちづくりの推進に努めます。

□ ユニバーサルデザインによるまちづくり

誰もが安心して日常生活や社会活動ができるよう、歩車道の段差解消など、公共公益施設のバリアフリー化を図り、すべての人に使いやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進に努めます。

□ 地域安全対策の推進

悲惨な事件・事故から市民を守るため、関係機関との連携により、交通安全や犯罪防止に対する市民意識の向上を図るとともに、高齢者や障害者などに配慮した交通安全施設の整備や防犯灯設置による暗がりの解消など、地域安全対策の推進に努めます。

施策の柱	事業名
人権が尊重される地域社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○人権意識の高揚 ○人権教育推進組織の統合 ○男女共同参画基本計画の策定 ○ドメスティックバイオレンス相談機能の充実 ○県等関係機関や地域との連携による児童虐待防止対策や児童保護対策等の推進
おっばい都市運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○おっばい育児運動の推進 ○思春期保健事業の推進（再掲）
ユニバーサルデザインによるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○公共公益施設のバリアフリー化の推進 ○わかりやすい案内・サインの整備

地域安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全意識の高揚と交通安全教育の推進 ○交通安全対策事業の推進 (防護柵、街路灯、カーブミラー等の設置) ○防犯灯の設置促進
-----------	--

③ 元気で健康な人づくりの推進

□ 健康づくりの推進

すべての市民がいつまでも健康で元気に日常生活を送れるよう、健康教育や健康相談等の啓発活動を展開するとともに、健康診断等による病気の早期発見・早期治療など、保健・医療機関、学校・事業所等と連携した健康づくりの推進に努めます。

また、三島温泉の泉源を活用した、市民の憩いと健康づくりの場の整備を進めます。

□ スポーツ・レクリエーションの推進

充実したスポーツ施設や、海・山・川の恵まれた自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーション活動を振興し、元気で健康な人づくりを進めます。

施策の柱	事業名
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○健康新市21計画の策定 ○住民健診の充実と住民健康管理システムの確立 ○安心安全な食生活・食育の推進 ○泉源を活用した市民の憩いの場、健康づくりの場の整備 ○禁煙の支援と受動喫煙防止対策の推進 ○自然を活かした健康増進のまちづくりと運動習慣の啓発推進
スポーツ・レクリエーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ・レクリエーション活動の促進 ○スポーツ施設の整備・充実 ○各種スポーツクラブの育成・支援 ○レクリエーション施設の整備・充実

(3) 若者が集い活気に満ちたにぎわいのまちづくり

多様に展開する地域産業の高度化を図るとともに、若者の就業機会の創出や定住支援など、都市活力の創出に努めます。また、新しいまちの顔づくりや観光の振興など、活気とにぎわいのあるまちづくりの推進に努めます。

① 地域の特徴を活かした多様な産業の振興

□ 地域産業の高度化

臨海部の大規模工場や内陸部の周防・大和工業団地を中心とした工業、島田川上流や田布施川沿いでの農業、瀬戸内での水産業など、多様な地域産業の高度化を図ります。

また、魅力ある商店街の形成や中小企業の育成・支援を図るなど、活力とにぎわいのあるまちづくりの推進に努めます。

□ 地産・地消の推進

多様に展開する農業や水産業における地域特産品の創出やブランド化を図るとともに、地域内で生産したものを地域内で安心して消費できる地産地消を推進します。

また、直売所や朝市等での販売活動を通じた生産者と消費者との交流促進を図るとともに、学校給食でも地産食材を使った献立づくりを進めるなど、地域特産品の消費拡大に努めます。

施策の柱	事業名
地域産業の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域工業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の設置奨励 ○工業基盤整備の推進 ○魅力ある商店街の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント事業に対する支援の充実 ・情報通信ネットワークを活用した地域商業の活性化対策 ○中小企業の育成・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業総合支援強化対策事業 (経営改善指導、会計税務円滑化支援、IT化支援など) ・新たな融資制度の創設 ○商工業の若手後継者の育成・支援

	<ul style="list-style-type: none"> ○農村振興総合整備事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落道整備事業 ・農道整備事業 ・排水施設整備事業 ・景観保全施設整備事業 ○ほ場整備事業 ○農業生活環境基盤の整備 ○農林水産業後継者の育成・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・担い手農業者育成支援事業 ○光漁港広域漁港整備事業 ○資源管理型漁業の推進
<p>地産・地消の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特色ある農業の展開 ○地場産野菜「地産・地消」の推進 ○耕作放棄地の有効利用 ○特産品直売施設の整備・拡充 ○生産者と消費者の交流促進 ○学校給食における地産食材の利用促進 ○地域特産品の創出と特産品ブランド化の推進

② 働く場・就業機会の創出

□ 新たな雇用機会の創出

ひかりソフトパークや工業団地などへの企業誘致を推進するとともに、新たなビジネスの育成・支援を進めるなど、地域産業活動の活性化による新たな雇用機会の創出に努めます。

また、情報通信基盤の整備や情報関連施設の集積が進む地域特性を活かし、時代のニーズに対応できる職業能力の開発や専門的な知識・技術の修得の支援に努めます。

□ 若者の就業機会の創出と定住促進

生産年齢層を中心とした定住人口の確保を図るため、UJIターン希望者に対する相談窓口の設置や情報提供の充実など、若者の就業機会の創出に努めるとともに、若者の定住促進に配慮した居住環境の整備や、安心して子どもを育てられる子育て・教育環境の充実を図ります。

また、文化・交流施設の整備や話題性のあるまつり、イベントの振興を図るなど、地域活力の回復に努めます。

施策の柱	事業名
新たな雇用機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○企業誘致活動の推進 ○工業基盤整備の推進（再掲） ○ベンチャー企業の育成・支援 ○周南コンピュータ・カレッジや山口県ソフトウェアセンターを活用した人材育成の支援
若者の就業機会の創出と定住促進	<ul style="list-style-type: none"> ○UJIターン総合窓口の充実と情報提供 ○光駅前拠点整備事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民文化、交流施設の整備 ・民間活力の導入による住機能の整備 ○良質な宅地開発の促進 ○公営住宅整備事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・緑町住宅建替事業 ・溝呂井住宅建替事業 ○子育て支援体制の整備・充実（再掲） ○話題性のあるまつり、イベントの振興と効果的な情報発信

③ 新市の顔づくりと観光の振興

□ 新しいまちの顔づくり

新しいまちの玄関口である光駅周辺地区や、伊藤公記念館周辺地区など、活力とにぎわいのある魅力的な空間の整備を進め、新しいまちの顔にふさわしい拠点づくりに努めます。

□ 地域資源を活かした観光の振興

石城山や海商通り、伊藤公記念館などの地域資源を活かした観光拠点のネットワーク化や、海水浴場集客イベント、虹ヶ浜海岸の施設整備等による海浜の高度利用を進めるとともに、効果的な宣伝活動等と併せた観光の振興を図り、交流人口の増大によるにぎわいのあるまちづくりを進めます。

施策の柱	事業名
新しいまちの顔づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○光駅前拠点整備事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民文化、交流施設の整備（再掲） ・駅前駐車場、駐輪場の整備 ○岩田駅周辺の整備（駅駐車場、駐輪場など） ○伊藤公記念公園の整備と活用（再掲） ○「陶芸の里」構想の推進 ○エコミュージアム構想の推進
地域資源を活かした観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○観光振興計画の策定 ○観光拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・海水浴場集客向上対策事業（ナイター海水浴場、集客イベントの開催など） ・海浜活用型施設整備事業（シャワー施設、休憩所の整備など） ・自然学習歩道整備事業（海浜散策道の整備）（再掲） ・冠山総合公園の整備 ○観光案内所の整備 ○観光資源のネットワーク化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・石城山～夕日の滝～伊藤公記念公園～室積半島など ○観光PRの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・観光パンフレット、マップ作成と観光案内板設置 ○観光土産品の開発 ○各種観光イベントの開催 ○観光サービス産業の育成

(4) 豊かな人間を育てる教育と文化のまちづくり

郷土の自然、歴史、文化とのふれあいや、時代の進展に対応した教育の推進など、新市の明日を担う人材の育成に努めます。また、地域固有の歴史と文化の保存・継承や、新しい地域文化の創造に努めます。

① 個性を育む心豊かな人間の育成

□ 生涯学習環境の充実

生涯学習センターや公民館、図書館など市民の生涯学習活動の拠点となる施設の整備・充実や、小中学校が有する教育機能や施設等の地域への開放など、市民の生涯学習環境の充実に努めます。

□ 魅力ある学習機会の提供

市民のライフステージに応じた学習セミナーや、情報化社会に対応した学習セミナーの開催など、市民の学習ニーズを的確に把握した魅力ある学習機会の提供に努めるとともに、専門的職員の充実や、市民ボランティアや自主グループの育成・確保など、市民の生涯学習活動の支援体制の充実に努めます。

□ 地域を担う人材の育成

市民が主役となる活力あるまちづくりを進めるため、国際交流や学術文化、産業振興など、多様な分野にわたる優れた人材の発掘や、将来を担う優れた人材の育成に努めます。

施策の柱	事業名
生涯学習環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館の整備・充実 ○公民館など生涯学習施設の整備・充実 ○地域への学校開放の推進 ○学習情報の提供と相談体制の確立 ○ITボランティアセンターの整備
魅力ある学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフステージに応じた生涯学習セミナーの充実 ○市民ニーズに対応した学習プログラムの研究 ○IT講習の充実
地域を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○人材育成事業の推進 ○指導者の養成と確保 ○人材の活用や自主グループの育成・支援

② 明日を担う人材の育成と教育環境の充実

□ 教育内容の充実・向上

ゆとりの中で子どもたちの生きる力を育むため、子ども一人ひとりの個性や特性を重視した学校教育の推進や豊かな心を育む教育の充実に努めるとともに、情報・国際・福祉・環境など時代の進展に対応した教育を推進し、明日を担う人材の育成に努めます。

□ 教育環境の整備・充実

児童生徒が安全で快適な学校生活を送ることができるよう、学校施設や給食センターの整備・充実など、ゆとりと潤いのある教育環境づくりに努めます。

□ 青少年の健全育成

古くから市民生活のあらゆる面で育まれた住民の一体感や、市民一人ひとりの顔が見え、目が行き届くコンパクトな市域など、新市が持つ特性を活かした、家庭・学校・地域の連携による青少年の健全育成活動の促進に努めます。

施策の柱	事業名
教育内容の充実・向上	<ul style="list-style-type: none"> ○発達段階に応じたきめ細かい指導の推進 ○学校・家庭・地域社会の連携による子どもたちの豊かな生活体験や自然体験の促進 ○生命を尊重する心など道徳性を養う教育の充実 ○学校や地域の実情を踏まえた「特色ある学校づくり」の推進 ○時代の進展に対応した教育の推進 ○健康教育の推進 ○教育に関する諸問題の調査・研究 ○教職員の資質の向上
教育環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学校図書の実充 ○小中学校への高速インターネットの接続 ○学校教育支援システムの導入 ○学校施設の整備・充実 ○給食センターの整備・充実
青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における健全育成活動の促進 ○青少年団体の育成・支援 ○青少年活動の促進

③ 地域文化の保存・継承と新たな文化の創造

□ 文化財・伝統芸能の保存・継承

国の重要文化財に指定された石城神社や賀茂神社の銅鐘など貴重な文化財や、島田人形浄瑠璃芝居をはじめ石城神楽、東荷神舞など、由緒ある伝統芸能の保存・継承に努めるとともに、それらを支える市民活動の支援に努めます。

□ 市民の芸術・文化活動の支援

文化施設の充実を図るとともに、芸術・文化に関する情報提供や指導者等の育成・支援など、市民の自主的な芸術・文化活動を支援し、新しい文化の創造に努めます。

施策の柱	事業名
文化財・伝統芸能の保存・継承	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財・伝統芸能保存活動の支援 ○芸術文化鑑賞の推進 ○文化財調査の推進 ○地域文化の伝承と新たな文化の創造
市民の芸術・文化活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○文化施設の整備・充実 ○芸術・文化団体や指導者の育成・支援 ○各種文化講座の充実や情報提供の推進

(5) 都市基盤の整った安全で快適なまちづくり

便利で快適な市民生活と活力ある都市活動を支える都市基盤の整備・充実を図ります。また、消防・防災体制のより一層の充実を図り、安全なまちづくりの推進に努めます。

① 快適な生活を支える都市基盤の整備・充実

□ 道路・交通体系の整備・充実

日常生活や地域間交流を支える幹線道路網の整備・充実など、市民の都市活動や地域間交流を支える都市基盤づくりを進めるとともに、3つのJR駅を中心に、主要施設を結ぶバス等の公共交通ネットワーク整備など、交通弱者に配慮した交通体系づくりに努めます。

□ 情報通信ネットワークの整備・活用

市民生活の利便性の向上や地域の活性化を図るため、情報通信ネットワークの整備を進めるとともに、行政情報や地域情報など情報サービスシステムの充実に努めます。

□ 快適な居住環境の整備・充実

“安くておいしい水”と評判の島田川の伏流水を供給する上水道の整備や下水道の整備・拡充に努めるとともに、安心して子どもたちが遊べ、日常生活に潤いをもたらす公園や緑地等の整備など、市民が健康で文化的な生活を営むことができる快適な居住環境の整備・充実に努めます。

また、高齢社会の進展や若者の定住促進に配慮した住宅供給を進め、誰もが安心して住み続けられる居住環境の形成に努めます。

施策の柱	事業名
道路・交通体系の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道徳山光線道路改良事業（県事業） ・主要地方道光上関線道路改良事業（県事業） ・主要地方道光日積線道路改良事業（県事業） ○地域間道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・一般県道光玖珂線道路改良事業（県事業） ・一般県道光井島田線道路改良事業（県事業） ・一般県道佐田中田布施線道路改良事業（県事業） ・市道山田中岩田線道路改良事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・町道福光1号線道路改良事業 ・都市計画街路整備事業 ・都市計画街路虹ヶ丘森ヶ峠線道路新設改良など ○生活道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・市道山田畑線道路改良事業 ・市道室積19号線道路改良事業 ・市道岩狩線道路改良事業 ・三輪、岩田、塩田、束荷、岩田立野地域道路改良事業など ○地域を結ぶバス路線の運行 ○3つのJR駅を活用した公共交通体系の整備
<p>情報通信ネットワークの整備・活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域情報化計画の策定 ○公共施設間的高速通信網の整備 ○高速インターネット環境の整備 ○CATVサービスのエリア拡大 ○電子自治体システムの構築
<p>快適な居住環境の整備・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○上・下水道整備事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・大和地域上水道整備事業 ○公営住宅整備事業の推進（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・緑町住宅建替事業 ・溝呂井住宅建替事業 ○都市公園の整備

② 地域防災体制の強化

□ 消防体制の充実・強化

複雑化・多様化する災害に対し、効果的な消防活動を推進するため、各種消防施設の整備・充実や消防団員の教育・訓練の充実など、消防体制の充実・強化に努めます。

□ 災害に強いまちづくりの推進

火災や風水害、地震、津波などのあらゆる災害から市民の生命や財産を守るため、防災システムの整備・充実を進めるとともに、自主防災組織の育成や市民の防災意識の向上を図り、地域防災体制の充実・強化に努めます。

また、県等関係機関との連携のもと、河川改修や高潮対策等を促進し、災害に強いまちづくりの推進に努めます。

施策の柱	事業名
消防体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○消防水利の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・防火水槽の設置 ・消火栓の設置 ○消防防災無線の整備 ○消防車両等の整備
災害に強いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画の策定 ○防災行政無線の整備 ○自主防災組織の育成・支援 ○光漁港海岸保全施設整備事業 ○牛島漁港海岸保全施設整備事業 ○十王川通常砂防事業（県事業） ○島田川広域基幹河川改修事業（県事業） ○徳山下松港海岸高潮対策事業（県事業） ○保安林の整備 ○危険ため池の整備 ○避難路や避難地の整備

第8章 新しいまちづくりを進めるために

(1) 行財政改革の推進

新市においては、合併効果を最大限に活かした行財政改革を推進し、自立した行財政基盤を確立することが、緊急かつ重要な課題となっています。持続可能な財政構造を確立するため、次の4つの視点から簡素で効率的な行財政運営の推進に取り組みます。

□ 行政評価によるマネジメントサイクルの確立

各種施策や事業について、定量的な数値目標や指標を設定し、成果の評価を通じて、市民への説明責任を果たすとともに、行政サービスを「費用対効果」の面からも検証し、市民本位の効率的、効果的な行政運営を目指します。

また、新時代にふさわしい行財政基盤を確立するため、合併を契機に、新たな視点に立った行政改革大綱の策定に取り組みます。

□ 持続可能な財政構造の確立

本格的な地方分権時代の到来とあわせて、国・地方とも公債費の累計等による財政危機に直面する中、国の三位一体の改革（地方交付税の見直し、国庫補助負担金の廃止・縮減、税源の委譲）の動向を注視しながら、計画的な定員管理や事業の重点化など、財政健全化計画に基づく将来にわたって自立できる財政構造の確立を目指します。

□ 時代のニーズに対応できる行政組織の構築

市民ニーズの多様化・高度化とともに、行政需要が増加する中、「自分たちでできることは自分たちで」を基本に、行政と市民がそれぞれの役割を果たせるよう、民間にできることは民間に任せるなど、時代のニーズに対応できるスリムな行政組織の構築を目指します。

□ 職員の資質向上

多様化・高度化する市民ニーズに対応できる人材を育成するため、職員の政策形成能力や創造的能力の向上など、職員の能力開発や資質の向上に努めます。

施策の柱	事業名
行政評価によるマネジメントサイクルの確立	○行政改革大綱の策定 ○行政評価システムの構築
持続可能な財政構造の確立	○財政健全化計画の策定 ○予算編成システムの見直し
時代のニーズに対応できる行政組織の構築	○定員適正化計画の策定 ○外部委託、民営化の推進
職員の資質向上	○人材育成基本計画の策定 ○人事評価システムの導入

(2) 市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり

本地域は、古くから、歴史的、経済的、文化的に密接な繋がりを持ち、長い時間をかけて、市民生活のあらゆる面で一体感が育まれてきました。こうした住民間の強い繋がりを新市建設へと方向付けるため、次の3つの視点から市民が新市のまちづくりに積極的に参画できる仕組みを整えます。

□ まちづくりへの市民参画の推進

多様化、高度化する行政ニーズの迅速な把握と的確な対応により、市民福祉の向上と活力ある地域社会の形成を促進するため、市民や地域が主体的にまちづくりに参加できる環境づくりを進めます。

また、市民自らが、地域の課題解決や住みよい暮らしづくりに主体的に関わる地域社会の実現を目指し、市民の自治意識の向上に努めます。

□ 主体的な市民活動の支援

自治会等を中心とした地域コミュニティ活動や、ボランティア・NPO 活動など、さまざまな分野における主体的な市民活動や社会貢献活動を支援するとともに、こうした活動団体等の育成や相互の交流と連携の推進により、公民のパートナーシップによる協働のまちづくりを進めます。

□ 広報・広聴活動の充実と情報公開

行政への市民参画を進めるため、市広報等を通じた市政情報の提供や住民の行政需要の的確な把握など、広報・広聴活動のより一層の充実に取り組むとともに、情報公開の推進など市民に開かれた行政運営を進めます。

施策の柱	事業名
まちづくりへの市民参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○大和支所の改築（行政機能、コミュニティ機能、図書機能等の整備） ○まちづくり市民協議会（仮称）の設置など市民の施策立案等への参加機会の拡充
主体的な市民活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアやNPO等の育成と活動の支援 ○自治会・町内会等地域コミュニティ組織の育成と地域活動の支援 ○地域活動支援センターの整備

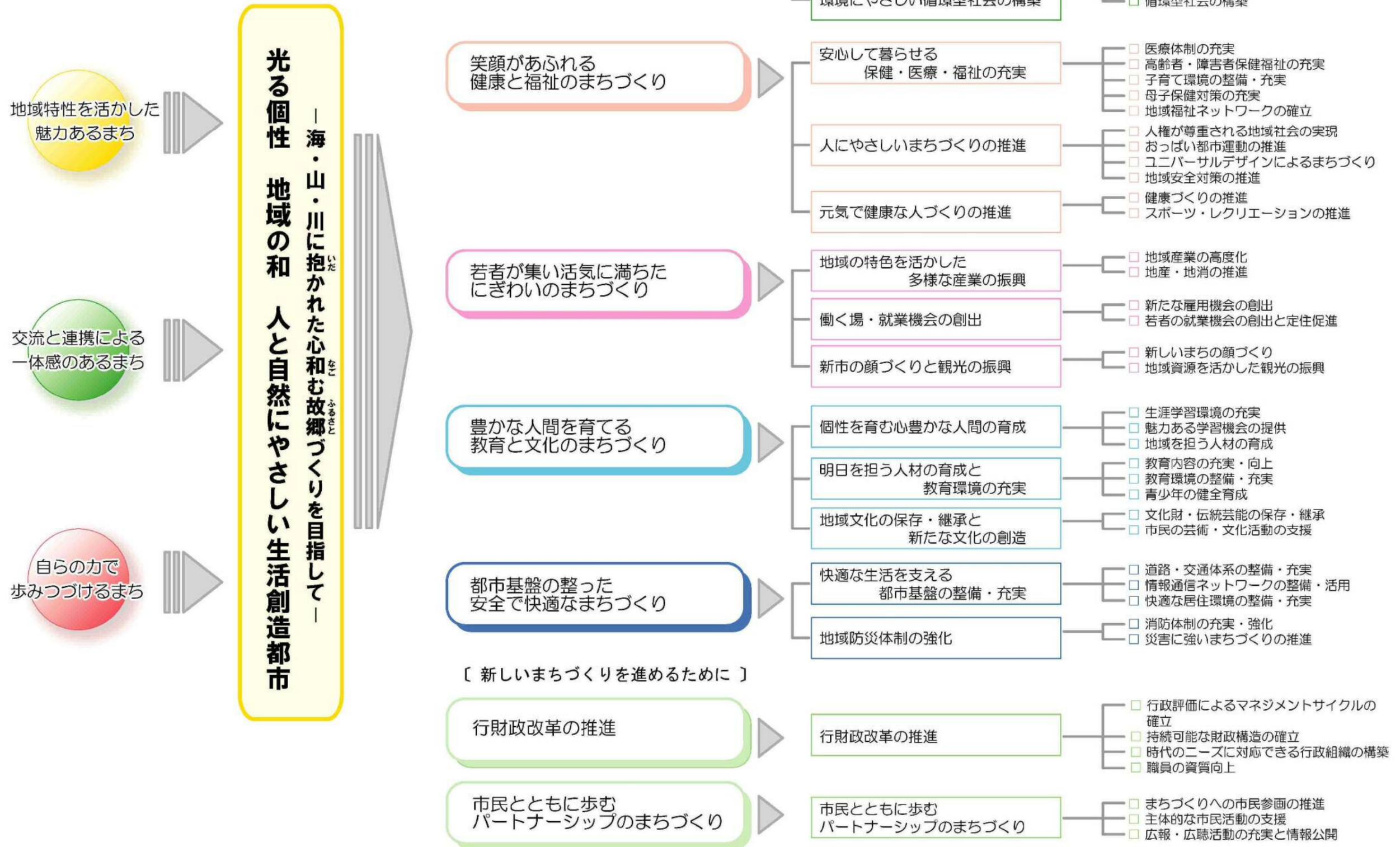
広報・広聴活動の充実と情報公開	○情報社会に対応した情報発信システムの充実 ○総合的な情報公開の推進 ○市民ニーズに対応した的確な市政情報の提供 ○市政に対する市民との意見交換や各種アンケート調査の実施など広聴活動の充実
-----------------	---

〔 新市の基本理念 〕

〔 新市の将来像 〕

〔 新しいまちづくりの方向性 〕

〔 新しいまちの施策 〕



第9章 地域別整備方針

活力ある地域社会を形成するためには、それぞれの地域がもつ個性を活かし、各地域間での役割分担と相互交流により、新市の将来像の実現につながるまちづくりを展開していく必要があります。

このため、新市を4つの地域に区分し、各地域の特性を活かした地域別の整備方針を示すことにより、公民のパートナーシップによるまちづくりを推進し、将来像の実現を目指します。

地域の区分については、共通する特性や地理的条件、都市機能、地域住民のコミュニティ意識などから、岩田・三輪・塩田・東荷・岩田立野地区からなる東部地域（大和地域）、浅江・島田地区からなる西部地域、室積・光井地区からなる南部地域、三井・周防・上島田地区からなる北部地域の4地域とします。

【地域区分】



1. 東部地域 ー岩田・三輪・塩田・束荷・岩田立野地区ー

(1) 岩田駅を中心とした安心して健康に暮らせる福祉・交流ゾーンの形成

大和支所や大和総合病院、総合運動公園など、行政施設、医療・福祉施設、交流施設が集積している地域特性を活かし、誰もが安心して健康に暮らせる福祉・交流ゾーンの形成に努めます。

また、JR岩田駅周辺では地域の玄関口にふさわしい顔づくりを進めるとともに、交通結節機能の強化に努めます。

- 大和支所の改築（行政機能、コミュニティ機能、図書機能等の整備）
- 大和総合病院や高齢者福祉施設など医療・福祉施設の活用
- 大和総合運動公園の整備
- 都市公園の整備
- 駅広場や駐車場・駐輪場等の整備など交通結節機能の強化
- 若者定住や高齢者・障害者居住に配慮した住宅建替事業の推進
- 県道光日積線の道路改良など幹線道路の整備
- バスルートの拡充

(2) 豊富な歴史的資源や自然環境を活かした文化観光・レクリエーションの振興

石城山や伊藤公記念公園など豊富な自然環境と歴史文化資源が多く分布している地域特性を活かし、道路基盤の整備や多様な地域資源の保全・整備を進め、文化観光・レクリエーションの振興に努めます。

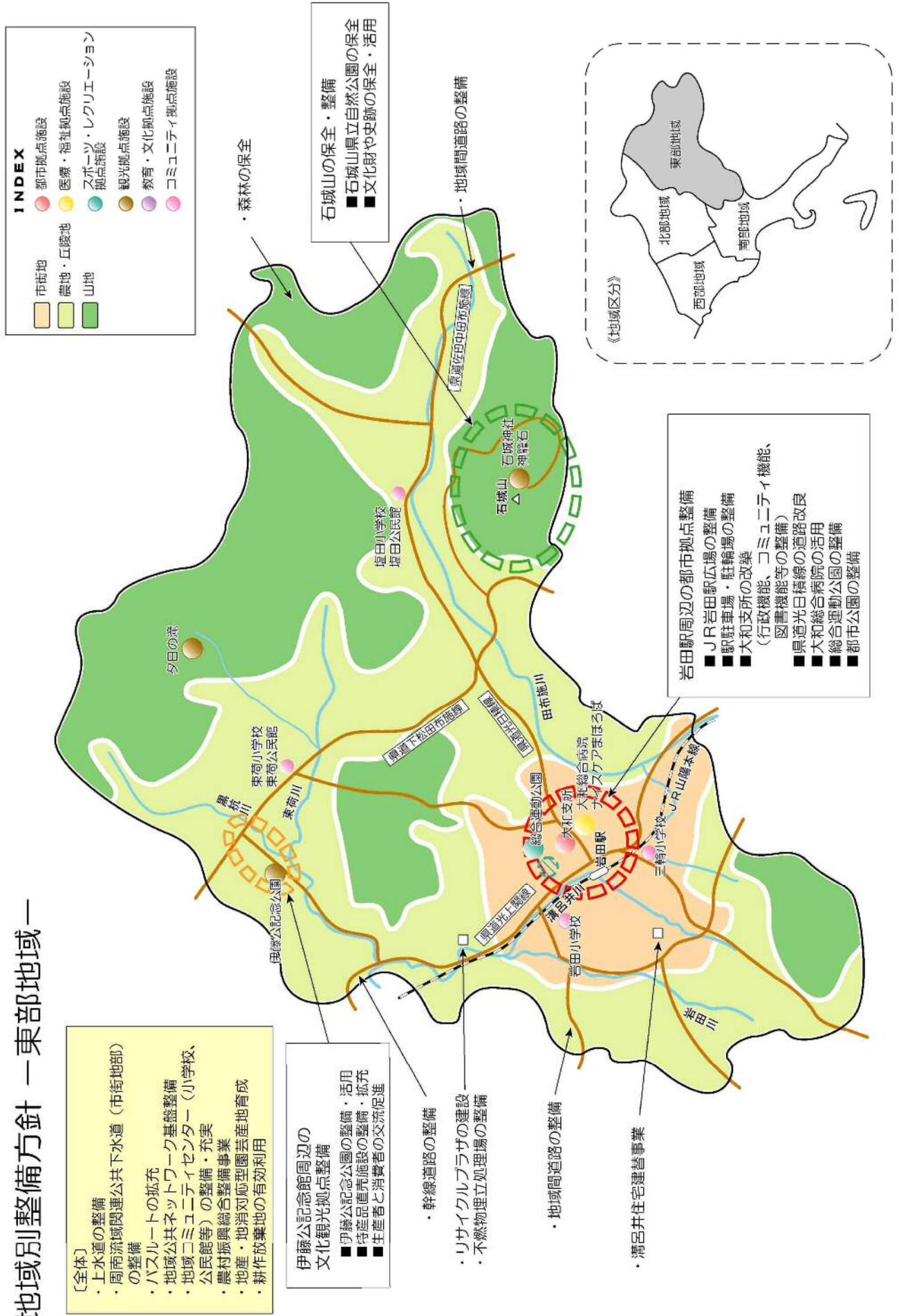
- 石城山県立自然公園の保全
- 神籠石等の石城山史跡の保存と活用
- 自然公園キャンプ場などレクリエーション施設の整備・充実
- 伊藤公記念公園の整備と活用
- 観光資源のネットワーク化の推進
- 県道光日積線の道路改良など幹線道路の整備（再掲）

(3) 地域特性を活かした農業や工業など産業の振興

田布施川や束荷川流域で展開される農業や大和工業団地を中心とした工業など、多様な地域産業の一層の振興を図るため、農村振興総合整備事業や地産・地消の推進、後継者の育成・支援のほか、多様な産業活動の基盤となる道路網の整備に努めます。

- 農村振興総合整備事業の推進
- 耕作放棄地の有効利用
- 地産・地消対応型園芸産地育成や特産品ブランドの創出
- 生産者と消費者の交流促進
- 農林業後継者の育成・支援
- 工業基盤整備の推進
- 県道光日積線や県道光上関線の道路改良など道路網の整備

地域別整備方針 — 東部地域 —



2. 西部地域 ー浅江・島田地区ー

(1) 光駅を中心とした新市の玄関口にふさわしい顔づくり

新市の玄関口であるJR光駅周辺の活性化を図るため、光駅前拠点整備事業を推進するとともに、観光資源でもある虹ヶ浜海水浴場の整備・充実を図り、新市の玄関口にふさわしい活力とにぎわいのある都市空間の整備に努めます。

- 光駅前拠点整備事業の推進
- 虹ヶ浜海水浴場の整備・充実
- 海水浴場集客向上対策事業の推進
- 観光案内所の整備

(2) 新市の活力を支える産業の振興

新市の活力を支え、活気とにぎわいのある魅力ある地域づくりを進めるため、既存産業の高度化や道路網等の産業基盤整備を進めるとともに、ひかりソフトパーク等への企業誘致や新たなビジネスへの育成・支援を推進し、活力ある多様な産業の振興に努めます。

- ひかりソフトパークへの企業誘致の推進
- ベンチャー企業の育成・支援
- 魅力ある商店街の形成
- 地産・地消対応型園芸産地育成や耕作放棄地の有効利用
- 都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線や県道徳山光線の道路改良など道路網の整備

(3) 海・山・川などの貴重な自然環境の保全

白砂青松の虹ヶ浜海岸や鶴羽山などの森林、河口部に渡り鳥が飛来する島田川など、海・山・川からなる貴重な自然環境の保全を図るとともに、これらの自然と身近にふれあえる場の整備など、潤いのある生活空間の創出に努めます。

- 虹ヶ浜海岸の保全
- 松林の保全対策の強化
- 森林の適正な管理・保全
- 潮音寺山や門蔵山などの里山の再生と活用

3. 南部地域 ー室積・光井地区ー

(1) 多様な市民ニーズに対応する行政拠点としての機能充実

新市役所やあいぱーく光など、行政施設や福祉施設を中心に、多様な市民ニーズに対応できる拠点的な地域にふさわしい都市機能の集積を図るとともに、地域内に多く集積している教育・文化施設などの整備・充実に努めます。

- 新市役所の機能強化と行政サービスの充実
- あいぱーく光等の福祉機能の充実
- 図書館や文化センター、生涯学習センター等の教育・文化拠点施設の整備・充実
- 地域コミュニティセンター（小学校・公民館等）の整備・充実

(2) 歴史資源や自然環境を活かした観光の振興

古い歴史と町並みが残る室積半島を中心に、海商通りや峨嵋山樹林などの歴史的資源や豊かな自然環境を活かした観光の振興を図るとともに、歴史観光拠点としての整備に努めます。

- 地域の文化財や天然記念物等の保全と活用
- 海商通りの保存と活用
- 光ふるさと郷土館の整備・充実
- 「陶芸の里」構想の推進
- 観光資源のネットワーク化の推進
- 観光サービス産業の育成
- 牛島に生息するカラスバトやモクゲンジなど貴重な動植物の保護・育成

(3) 豊かな自然を活用したスポーツ・レクリエーションの振興

光スポーツ公園や冠山総合公園、室積海水浴場などのスポーツ・レクリエーション施設の整備・充実に努めるとともに、千坊山や峨嵋山などの豊かな自然の保全と活用により、市民の健康づくりや交流活動の促進に努めます。

- 光スポーツ公園や冠山総合公園等の整備・充実
- 室積海岸の保全と室積海水浴場の整備・充実
- 「森林の駅」構想の推進
- 森林の適正な管理・保全
- 市民の森自然観察林保育事業の推進

4. 北部地域 ー三井・周防・上島田地区ー

(1) 豊富な地域資源を活用した市民の交流・ふれあい空間の形成

島田川の美しい自然景観を活用した親水空間の整備や泉源を活用した市民の憩いと健康づくりの場の整備など、交流・ふれあい空間の形成を図るとともに、市道岩狩線の道路改良など、地域の玄関口である JR 島田駅周辺の交通機能の充実に努めます。

- 泉源を活用した市民憩いの場、健康づくりの場の整備
- 三島橋周辺での島田川を活用した憩いの場の創出
- 生態系に配慮した多自然型川づくりの推進
- 岡原遺跡等の遺跡の保存と活用
- 周防の森ロッジと周辺野外活動エリアの整備・充実
- 市道岩狩線の道路改良

(2) 地域の特性を活かした農業の振興

周防地区や三井地区の農業振興地域を中心に、ほ場整備事業や農業振興総合整備事業などによる農業基盤整備を進めるとともに、地産地消の推進や特産品ブランドの創出など特色ある農業の展開を図り、都市型近郊農業の振興に努めます。

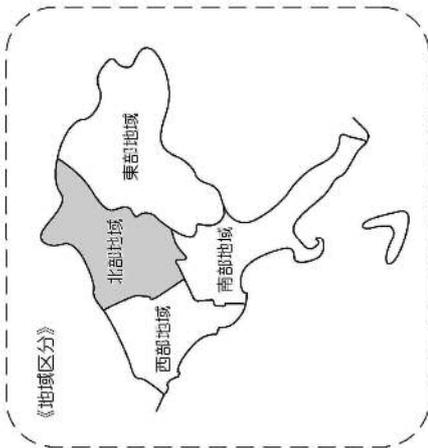
- 地産・地消対応型園芸産地育成や特産品ブランドの創出
- ほ場整備事業の推進
- 農村振興総合整備事業の推進
- 耕作放棄地の有効利用
- 農林業後継者の育成・支援

(3) 高速道路へのアクセスを活かした工業の振興

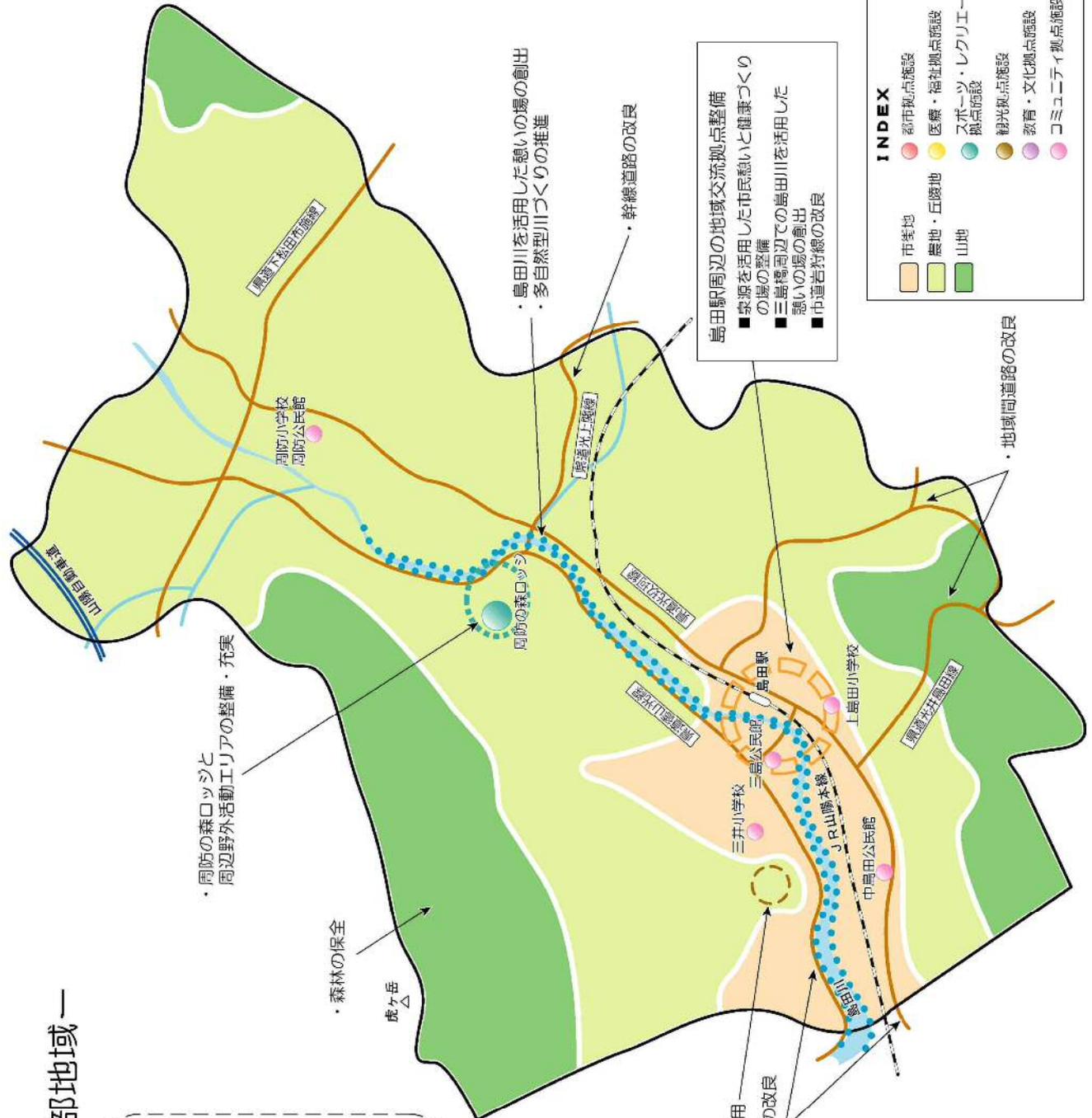
道路網の整備など産業基盤の充実に図るとともに、新たな工業団地の開発について検討を行うなど、山陽自動車道熊毛インターチェンジへのアクセスに優れた地域特性を活かした工業の振興に努めます。

- 周防工業団地等への企業誘致活動の推進
- 県道光玖珂線など高速道路へのアクセス道の整備
- 工業基盤整備の推進

地域別整備方針－北部地域－



- 〔全体〕
- ・ 南流流域関連公共下水道（市街地部）の整備
 - ・ バスルートの拡充
 - ・ 地域コミュニティセンター（小学校、公民館等）の整備・充実
 - ・ 農村振興総合整備事業
 - ・ 農産・地産対称型園芸産地育成
 - ・ 耕作放棄地の有効利用



- 島田駅周辺の地域交流拠点整備
- 泉源を活用した市民憩いと健康づくりの場の整備
 - 三島橋周辺での島田川を活用した憩いの場の創出
 - 中道岩符線の改良

INDEX

市街地	市街地施設
農地・丘陵地	医療・福祉拠点施設
山地	スポーツ・レクリエーション拠点施設
	観光拠点施設
	教育・文化拠点施設
	コミュニティ拠点施設

第10章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域間のバランス、また財政事情等を考慮しながら、適宜、統合整備を図っていきます。

検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、既存施設の有効利用や相互利用などを含めた総合的観点からの検討を行い、市民サービスの低下を招かないよう十分配慮するものとします。

第 1 1 章 財政計画

新市における財政計画は、新市が目指す将来像を実現するための新市建設計画の財政運営を示すもので、今後も健全に財政運営を行うことを基本として、策定したものです。

1 基本的な考え方

財政計画は、新市の 15 年間の財政運営の指針として、歳入歳出の項目ごとに、過去の実績や現況を基に経済情勢を勘案しながら推計したものです。

作成にあたっては、堅実な財政運営を基調に、新しいまちの施策に基づく主要事業や、住民負担やサービスの調整に伴う経費、合併に伴う経費節減、国の支援措置などを反映させています。

2 計画条件

(1) 計画期間

新市建設計画の計画期間に合わせ、合併する平成 16 年度及びこれに続く 15 カ年の平成 31 年度までの期間とします。

(2) 会計

地方財政の統計で統一的に用いる「普通会計」で作成します。

3 歳入歳出区分ごとの推計方法

(1) 主な歳入

費目	推計方法
地方税	平成25年度決算見込額をベースに、税制改正等を見込んでいます。
地方交付税	普通交付税については現行制度に基づき、普通交付税の算定の特例（合併算定替）の適用及び段階的縮減を前提として推計を行っています。
分担金及び負担金	平成25年度決算見込額をベースに、見込んでいます。
使用料及び手数料	平成25年度決算見込額をベースに、見込んでいます。
国・県支出金	平成25年度決算見込額をベースに、事業費に連動して推計しています。
繰入金	財政調整基金及び減債基金等からの繰入金を見込むものとしします。
地方債	新市建設計画における主要事業の実施に伴い、通常の地方債のほか合併特例債を見込んでいます。（合併特例債については、新市の一体性と均衡ある発展に資する事業を対象としています。）

(2) 主な歳出

費目	推計方法
人件費	平成25年度決算見込額をベースに、見込んでいます。
物件費	平成25年度決算見込額をベースに、見込んでいます。
扶助費	平成25年度決算見込額をベースに、過去の平均変動率を勘案して推計しています。
補助費等	平成25年度決算見込額をベースに、見込んでいます。
公債費	既発債の償還予定額に、新市建設計画事業に係る合併特例債や通常債の償還見込額を加えて算定しています。
積立金	財政調整基金等への積立てを見込んでいます。
投資・出資・貸付金	平成25年度決算見込額をベースに、見込んでいます。
繰出金	平成25年度決算見込額をベースに、公営企業会計や特別会計等への繰出金を見込んでいます。
投資的経費	平成25年度決算見込額のうち、大型事業を除いたものを通常的な事業費とし、各年度に必要と思われる大型事業経費や、新市建設計画に盛り込まれた主要事業経費を見込んでいます。

財 政 計 画（普通会計）

1 歳入

(単位：百万円, %)

区 分	平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
1 地方税	9,716	44.5	-	10,220	50.2	5.2	11,372	53.0	11.3	11,929	53.9	4.9	11,298	52.7	△5.3	9,324	41.6	△17.5	8,480	38.2	△9.1	8,519	36.7	0.5
2 地方譲与税	304	1.4	-	403	2.0	32.6	598	2.8	48.4	202	0.9	△66.2	198	0.9	△2.0	181	0.8	△8.6	179	0.8	△1.1	175	0.8	△2.2
3 利子割交付金	67	0.3	-	40	0.2	△40.3	26	0.1	△35.0	37	0.2	42.3	38	0.2	2.7	31	0.1	△18.4	34	0.2	9.7	30	0.1	△11.8
4 配当割交付金	10	0.0	-	17	0.1	70.0	26	0.1	52.9	30	0.1	15.4	12	0.1	△60.0	10	0.0	△16.7	13	0.1	30.0	15	0.1	15.4
5 株式等譲渡所得割交付金	11	0.1	-	24	0.1	118.2	23	0.1	△4.2	24	0.1	4.3	5	0.0	△79.2	6	0.0	20.0	4	0.0	△33.3	4	0.0	0.0
6 地方消費税交付金	514	2.4	-	469	2.3	△8.8	469	2.2	0.0	460	2.1	△1.9	423	2.0	△8.0	437	1.9	3.3	437	2.0	0.0	437	1.9	0.0
7 ゴルフ場利用税交付金	8	0.0	-	9	0.0	12.5	7	0.0	△22.2	6	0.0	△14.3	7	0.0	16.7	8	0.0	14.3	8	0.0	0.0	7	0.0	△12.5
8 自動車取得税交付金	116	0.5	-	113	0.6	△2.6	111	0.5	△1.8	107	0.5	△3.6	93	0.4	△13.1	58	0.3	△37.6	49	0.2	△15.5	44	0.2	△10.2
9 地方特例交付金	359	1.6	-	460	2.3	28.1	440	2.1	△4.3	117	0.5	△73.4	162	0.8	38.5	168	0.7	3.7	109	0.5	△35.1	91	0.4	△16.5
10 地方交付税	3,370	15.4	-	2,569	12.6	△23.8	2,305	10.7	△10.3	2,215	10.0	△3.9	2,274	10.6	2.7	3,130	14.0	37.6	3,906	17.6	24.8	4,353	18.7	11.4
11 交通安全対策特別交付金	10	0.0	-	9	0.0	△10.0	10	0.0	11.1	10	0.0	0.0	8	0.0	△20.0	8	0.0	0.0	8	0.0	0.0	8	0.0	0.0
12 分担金及び負担金	430	2.0	-	390	1.9	△9.3	319	1.5	△18.2	309	1.4	△3.1	274	1.3	△11.3	273	1.2	△0.4	273	1.2	0.0	265	1.1	△2.9
13 使用料及び手数料	342	1.6	-	345	1.7	0.9	337	1.6	△2.3	346	1.6	2.7	332	1.5	△4.0	347	1.5	4.5	343	1.5	△1.2	362	1.6	5.5
14 国庫補助金	1,681	7.7	-	1,756	8.6	4.5	1,462	6.8	△16.7	1,387	6.3	△5.1	1,553	7.2	12.0	3,139	14.0	102.1	2,578	11.6	△17.9	2,409	10.4	△6.6
15 都道府県支出金	1,056	4.8	-	902	4.4	△14.6	1,036	4.8	14.9	1,101	5.0	6.3	1,092	5.1	△0.8	1,227	5.5	12.4	1,422	6.4	15.9	1,521	6.5	7.0
16 財産収入	115	0.5	-	62	0.3	△46.1	52	0.2	△16.1	64	0.3	23.1	65	0.3	1.6	35	0.2	△46.2	38	0.2	8.6	227	1.0	497.4
17 寄付金	2	0.0	-	1	0.0	△50.0	6	0.0	500.0	13	0.1	116.7	30	0.1	130.8	2	0.0	△93.3	3	0.0	50.0	3	0.0	0.0
18 繰入金	824	3.8	-	0	0.0	皆減	0	0.0	-	1,380	6.2	皆増	760	3.5	△44.9	1,005	4.5	32.2	200	0.9	△80.1	865	3.7	332.5
19 繰越金	546	2.5	-	417	2.0	△23.6	921	4.3	120.9	868	3.9	△5.8	954	4.4	9.9	1,015	4.5	6.4	608	2.7	△40.1	786	3.4	29.3
20 諸収入	828	3.8	-	752	3.7	△9.2	675	3.1	△10.2	577	2.6	△14.5	886	4.1	53.6	641	2.9	△27.7	705	3.2	10.0	756	3.3	7.2
21 地方債	1,536	7.0	-	1,407	6.9	△8.4	1,247	5.8	△11.4	934	4.2	△25.1	994	4.6	6.4	1,389	6.2	39.7	2,786	12.6	100.6	2,368	10.2	△15.0
歳入合計	21,844	100.0	-	20,365	100.0	△6.8	21,444	100.0	5.3	22,118	100.0	3.1	21,458	100.0	△3.0	22,435	100.0	4.6	22,182	100.0	△1.1	23,243	100.0	4.8

2 歳出

(単位：百万円, %)

区 分	平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
1 人件費	4,433	20.7	-	3,808	19.6	△14.1	3,911	19.0	2.7	4,068	19.2	4.0	4,001	19.6	△1.6	3,514	16.1	△12.2	3,470	16.2	△1.3	3,698	16.8	6.6
2 物件費	2,538	11.8	-	2,188	11.3	△13.8	2,060	10.0	△5.9	2,263	10.7	9.9	2,252	11.0	△0.5	2,506	11.5	11.3	2,417	11.3	△3.6	2,509	11.4	3.8
3 維持補修費	151	0.7	-	163	0.8	7.9	172	0.8	5.5	161	0.8	△6.4	165	0.8	2.5	165	0.8	0.0	178	0.8	7.9	170	0.8	△4.5
4 扶助費	2,947	13.8	-	3,036	15.6	3.0	2,928	14.2	△3.6	2,984	14.1	1.9	2,969	14.5	△0.5	3,065	14.0	3.2	3,754	17.5	22.5	3,840	17.5	2.3
5 補助費等	2,965	13.8	-	3,047	15.7	2.8	2,949	14.3	△3.2	3,390	16.0	15.0	3,389	16.6	0.0	4,377	20.1	29.2	3,176	14.8	△27.4	3,352	15.2	5.5
6 公債費	2,635	12.3	-	2,509	12.9	△4.8	2,458	11.9	△2.0	2,477	11.7	0.8	2,397	11.7	△3.2	2,277	10.4	△5.0	2,165	10.1	△4.9	2,028	9.2	△6.3
7 積立金	1,336	6.2	-	280	1.4	△79.0	1,610	7.8	475.0	1,591	7.5	△1.2	614	3.0	△61.4	325	1.5	△47.1	756	3.5	132.6	836	3.8	10.6
8 投資及び出資金	29	0.1	-	52	0.3	79.3	30	0.1	△42.3	166	0.8	453.3	167	0.8	0.6	152	0.7	△9.0	106	0.5	△30.3	111	0.5	4.7
9 貸付金	251	1.2	-	236	1.2	△6.0	233	1.1	△1.3	239	1.1	2.6	345	1.7	44.4	372	1.7	7.8	419	2.0	12.6	462	2.1	10.3
10 繰出金	2,425	11.3	-	2,471	12.7	1.9	2,529	12.3	2.3	2,627	12.4	3.9	2,692	13.2	2.5	2,858	13.1	6.2	2,731	12.8	△4.4	2,745	12.5	0.5
11 投資的経費	1,717	8.0	-	1,655	8.5	△3.6	1,695	8.2	2.4	1,198	5.7	△29.3	1,450	7.1	21.0	2,215	10.1	52.8	2,223	10.4	0.4	2,230	10.1	0.3
歳出合計	21,427	100.0	-	19,444	100.0	△9.3	20,576	100.0	5.8	21,164	100.0	2.9	20,442	100.0	△3.4	21,827	100.0	6.8	21,396	100.0	△2.0	21,982	100.0	2.7

※金額、構成比、増減率は四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

財政計画（普通会計）

（単位：百万円，％）

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			計	
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率		
1	地方税	8,240	35.5	△3.3	9,684	39.3	17.5	8,863	39.3	△8.5	8,918	43.5	0.6	8,504	42.2	△4.6	8,661	40.8	1.8	8,480	42.7	△2.1	8,069	41.3	△4.8	150,277
2	地方譲与税	162	0.7	△7.4	155	0.6	△4.3	147	0.7	△5.2	152	0.7	3.4	152	0.8	0.0	152	0.7	0.0	152	0.8	0.0	152	0.8	0.0	3,464
3	利子割交付金	20	0.1	△33.3	20	0.1	0.0	21	0.1	5.0	20	0.1	△4.8	20	0.1	0.0	20	0.1	0.0	20	0.1	0.0	20	0.1	0.0	464
4	配当割交付金	15	0.1	0.0	30	0.1	100.0	30	0.1	0.0	24	0.1	△20.0	24	0.1	0.0	24	0.1	0.0	24	0.1	0.0	24	0.1	0.0	328
5	株式等譲渡所得割交付金	3	0.0	△25.0	41	0.2	1,266.7	6	0.0	△85.4	6	0.0	0.0	6	0.0	0.0	6	0.0	0.0	6	0.0	0.0	6	0.0	0.0	181
6	地方消費税交付金	438	1.9	0.2	435	1.8	△0.7	488	2.2	12.2	775	3.8	58.8	968	4.8	24.9	1,016	4.8	5.0	1,016	5.1	0.0	1,016	5.2	0.0	9,798
7	ゴルフ場利用税交付金	7	0.0	0.0	6	0.0	△14.3	0	0.0	皆減	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	73
8	自動車取得税交付金	54	0.2	22.7	40	0.2	△25.9	21	0.1	△47.5	20	0.1	△4.8	10	0.0	△50.0	0	0.0	皆減	0	0.0	-	0	0.0	-	836
9	地方特例交付金	29	0.1	△68.1	27	0.1	△6.9	26	0.1	△3.7	26	0.1	0.0	26	0.1	0.0	26	0.1	0.0	26	0.1	0.0	26	0.1	0.0	2,118
10	地方交付税	4,006	17.3	△8.0	4,132	16.8	3.1	3,202	14.2	△22.5	3,539	17.3	10.5	3,248	16.1	△8.2	3,374	15.9	3.9	3,227	16.3	△4.4	3,187	16.3	△1.2	52,037
11	交通安全対策特別交付金	8	0.0	0.0	7	0.0	△12.5	8	0.0	14.3	8	0.0	0.0	8	0.0	0.0	8	0.0	0.0	8	0.0	0.0	8	0.0	0.0	134
12	分担金及び負担金	257	1.1	△3.0	234	0.9	△8.9	224	1.0	△4.3	219	1.1	△2.2	213	1.1	△2.7	208	1.0	△2.3	203	1.0	△2.4	198	1.0	△2.5	4,289
13	使用料及び手数料	351	1.5	△3.0	348	1.4	△0.9	327	1.5	△6.0	327	1.6	0.0	327	1.6	0.0	326	1.5	△0.3	326	1.6	0.0	325	1.7	△0.3	5,411
14	国庫補助金	2,086	9.0	△13.4	2,411	9.8	15.6	2,529	11.2	4.9	2,348	11.4	△7.2	2,230	11.1	△5.0	2,307	10.9	3.5	2,411	12.1	4.5	2,312	11.8	△4.1	34,599
15	都道府県支出金	1,421	6.1	△6.6	1,577	6.4	11.0	1,420	6.3	△10.0	1,224	6.0	△13.8	1,225	6.1	0.1	1,231	5.8	0.5	1,237	6.2	0.5	1,243	6.4	0.5	19,935
16	財産収入	42	0.2	△81.5	81	0.3	92.9	47	0.2	△42.0	47	0.2	0.0	47	0.2	0.0	47	0.2	0.0	47	0.2	0.0	47	0.2	0.0	1,063
17	寄付金	229	1.0	7,533.3	5	0.0	△97.8	0	0.0	皆減	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	294
18	繰入金	1,270	5.5	46.8	232	0.9	△81.7	1,152	5.1	396.6	323	1.6	△72.0	690	3.4	113.6	715	3.4	3.6	668	3.4	△6.6	941	4.8	40.9	11,025
19	繰越金	1,261	5.4	60.4	927	3.8	△26.5	865	3.8	△6.7	0	0.0	皆減	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	9,168
20	諸収入	641	2.8	△15.2	584	2.4	△8.9	676	3.0	15.8	659	3.2	△2.5	516	2.6	△21.7	515	2.4	△0.2	515	2.6	0.0	514	2.6	△0.2	10,440
21	地方債	2,682	11.5	13.3	3,671	14.9	36.9	2,492	11.1	△32.1	1,881	9.2	△24.5	1,942	9.6	3.2	2,567	12.1	32.2	1,478	7.4	△42.4	1,429	7.3	△3.3	30,803
歳入合計		23,223	100.0	△0.1	24,646	100.0	6.1	22,544	100.0	△8.5	20,515	100.0	△9.0	20,155	100.0	△1.8	21,203	100.0	5.2	19,844	100.0	△6.4	19,517	100.0	△1.6	346,736

（単位：百万円，％）

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			計	
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率		
1	人件費	3,499	15.7	△5.4	3,284	13.8	△6.1	3,125	13.9	△4.8	3,311	16.1	6.0	3,184	15.8	△3.8	3,313	15.6	4.1	3,155	15.9	△4.8	3,294	16.9	4.4	57,068
2	物件費	2,651	11.9	5.7	2,615	11.0	△1.4	2,609	11.6	△0.2	2,626	12.8	0.7	2,629	13.0	0.1	2,629	12.4	0.0	2,627	13.2	△0.1	2,630	13.5	0.1	39,749
3	維持補修費	165	0.7	△2.9	175	0.7	6.1	192	0.9	9.7	174	0.8	△9.4	178	0.9	2.3	181	0.9	1.7	185	0.9	2.2	189	1.0	2.2	2,764
4	扶助費	3,858	17.3	0.5	3,852	16.2	△0.2	4,009	17.8	4.1	3,894	19.0	△2.9	3,936	19.5	1.1	3,979	18.8	1.1	4,021	20.3	1.1	4,065	20.8	1.1	57,137
5	補助費等	3,794	17.0	13.2	4,115	17.3	8.5	3,164	14.0	△23.1	2,912	14.2	△8.0	2,947	14.6	1.2	2,956	13.9	0.3	2,947	14.9	△0.3	3,133	16.1	6.3	52,613
6	公債費	1,953	8.8	△3.7	1,921	8.1	△1.6	2,114	9.4	10.0	2,185	10.7	3.4	2,170	10.8	△0.7	2,192	10.3	1.0	2,221	11.2	1.3	2,251	11.5	1.4	35,953
7	積立金	1,391	6.2	66.4	2,541	10.7	82.7	931	4.1	△63.4	2	0.0	△99.8	2	0.0	0.0	2	0.0	0.0	2	0.0	0.0	2	0.0	0.0	12,221
8	投資及び出資金	83	0.4	△25.2	78	0.3	△6.0	67	0.3	△14.1	234	1.1	249.3	517	2.6	120.9	1,208	5.7	133.7	7	0.0	△99.4	7	0.0	0.0	3,014
9	貸付金	388	1.7	△16.0	352	1.5	△9.3	536	2.4	52.3	536	2.6	0.0	386	1.9	△28.0	386	1.8	0.0	386	1.9	0.0	386	2.0	0.0	5,913
10	繰出金	2,768	12.4	0.8	2,859	12.0	3.3	2,995	13.3	4.8	3,037	14.8	1.4	3,093	15.3	1.8	3,150	14.9	1.8	3,105	15.6	△1.4	2,528	13.0	△18.6	44,613
11	投資的経費	1,745	7.8	△21.7	1,988	8.4	13.9	2,802	12.4	40.9	1,604	7.8	△42.8	1,114	5.5	△30.5	1,207	5.7	8.3	1,188	6.0	△1.6	1,033	5.3	△13.0	27,064
歳出合計		22,296	100.0	1.4	23,782	100.0	6.7	22,544	100.0	△5.2	20,515	100.0	△9.0	20,155	100.0	△1.8	21,203	100.0	5.2	19,844	100.0	△6.4	19,517	100.0	△1.6	338,114

※金額、構成比、増減率は四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

